

魚津市スポーツ施設設備等保守仕様書

施設名	業務名	仕様書No.
ありそドーム	トレーニングルーム運営業務	1
	自家用電気工作物保安業務	2
	警備業務	3
	清掃業務	4
	高所ガラス清掃業務	5
	消防設備保守管理業務	6
	空調設備保守管理業務	7
	電気式温水ボイラー保守点検業務	8
	音響設備保守管理業務	9
	エレベーター保守点検業務	10
	電動式ベンチタイプ移動観覧席（RS）保守点検業務	11
	電動ブラインド保守点検業務	12
	樹木管理業務	13
	除草業務	14
	アリーナ養生用シート洗浄業務	15
とびUO！プール	受付業務	
	自家用電気工作物保安業務	
	警備業務	
	高所ガラス清掃業務	
	機械設備保守点検業務（消防設備を含む。）	16
	水質検査業務	17
	清掃業務	18
弓 道 場 吉田グラウンド	樹木管理及び吉田グラウンド草刈業務	19
	桜木薬剤散布業務	20
天神山野球場	グラウンド維持管理業務	21
	自家用電気工作物保安業務	22
	除草、側溝汚泥除去	23
	トイレ等清掃業務	24
魚津桃山運動公園	公園内整備業務	25
	浄化槽合併処理施設維持管理業務	26
	高置水槽及び受水槽等清掃業務	27
	自家用電気工作物保安業務	28
	消防設備保守管理業務	29
	除草業務	30
	警備業務	31
	野球場スコアボード保守点検業務	32
	芝地維持管理業務	33

施設名	業務名	仕様書No.
	陸上競技場ウレタン清掃業務	34
	陸上競技場電子機器保守点検業務	35
	日常清掃業務	36
	受付業務	37
	大型遊具保守点検業務	38

ありそドームトレーニング室（スタジオプログラム） 業務仕様書

1. 施設

トレーニング室（スタジオプログラム）業務にあたり、善良なる受託者の注意をもって使用する施設は、つぎのとおりとする。

- （１）スタジオ
- （２）その他、業務上必要な施設

2. 業務内容

業務内容は、つぎのとおりとする。ただし、契約の範囲内で委託者が要請する事項については、この限りでない。

- （１）運動指導業務
スタジオプログラムの実践指導、健康状態のチェック、利用目的の確認 等
- （２）プログラム管理業務
プログラム日報、月報の作成 等
- （３）清掃業務
使用施設の簡易清掃 等
- （４）その他
利用促進のための企画、立案、実施

3. その他

- （１）各月終了後に前年度対比の月例報告書を提出し、利用人数増減の原因を報告し、契約期間満了後は、速やかにスタジオプログラム運営業務報告書を作成し、委託者に提出すること。
- （２）スタジオ運営業務の利用促進のために企画、立案し、委託者と協議すること。
- （３）毎月 20 日までに、翌月のプログラム担当者を委託者に提出すること。（厳守）

トレーニング室スタジオプログラム運営方針及び人員配置

1. スタジオプログラム運営方針及び体制

魚津市民の健康・体力づくりを支援するために、公共施設であることを踏まえつつ、柔軟で効果的な運営に努力する。

■具体的スタジオ運営方針及び体制

(1) 集団的健康増進指導（グループエクササイズ）

- 小集団で楽しく運動を目的にスタジオにおいてグループエクササイズを実施いたします。
- 初めて参加される方、中高年の方、低体力者の方にも安心して参加できるプログラム内容の提供をします。
- 小集団で運動することによって、参加者同士の仲間意識が高まり、より楽しい時間帯を過ごして頂きます。
- 幅広いニーズの小集団にあったプログラムをタイムリーに提供するため、プログラムスケジュール等を随時見直します。

2. 人員の役割と条件

(1) 救急時の応急処置が出来る者

(2) 新しいプログラム指導者の配置及び企画立案

ありそドーム スタジオプログラム業務仕様書

●実施本数

●プログラム時間

●プログラム内容

基本 週13本（休館日、祝祭日、特別短縮営業による変更あり）

基本 1プログラム45分とし、参加者のニーズ、レベルに合わせてプログラムを実施すること。

公共施設の役割である、多くの市民の健康づくりに対応できる初心者プログラムから、民間フィットネスクラブ同等の最新プログラムの提供を随時行うこと。

基本、プログラム内容及びスケジュールは年間を通して以下の内容とすること。

A	エアロビクス系	・エアロ（初級・中級・上級）
B	ステップ系	・ステップ（初級・中級・上級）
C	ヨガ系	・パワーヨガ、ピラティス
D	特別プログラム	・ファイドゥ、ズンバ、グルーヴ

●週間シュミレーション

	月曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜・祝日
10:00						
10:30						
11:00					ステップ（上級） 45分間	
11:30			エアロ（中級） 45分間			
12:00						
13:00						
13:30						
14:00		ステップ（中級） 45分間	ズンバ 45分間			週替わりレッスン 45分間
14:30					ファイドゥ 45分間	
15:00						週替わりレッスン 30分間
15:30						
16:00						
19:00		エアロ（初級） 45分間	ファイドゥ 45分間	ズンバ 45分間		
19:30						
20:00						
20:30		ステップ（中級） 45分間	パワーヨガ 45分間	ピラティス 45分間		
21:00						
21:30						
22:00						

●プログラム変更等

●プログラム準備
（実施15分前より）

●プログラム終了後

・イベント等、利用者のニーズに対応する為、双方の協議の上、時間短縮・延長
また、担当枠の場所を入れ替えることがある。

・音響チェック ・スタジオ環境チェック
※プログラムの受付は、体育協会にて行う。

・参加者のフォローを行うこと。
・スタジオの清掃全般
※モップがけ、鏡についた汗拭きなど

ありそドーム自家用電気工作物保安業務委託仕様書

[1] 業務実施場所

魚津市北鬼江 2898-3 ありそドーム (以下「ドーム」という。)

[2] 契約期間

令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日まで

[3] 主な電気工作物

柱上区分開閉器 (地絡保護継電器付)

高圧ケーブル

受電用真空遮断器

変圧器	3 相	1 0 0 0 KVA	1 台
	3 相	5 0 0 KVA	1 台
	3 相	3 0 0 KVA	1 台
	単相	1 5 0 KVA	3 台
	合計	2 2 5 0 KVA	6 台
進相コンデンサー		1 0 9 KVA	3 台
保護継電器			4 台
真空遮断機			3 台
負荷開閉器 (ヒューズ付)			5 台

非常用ディーゼル発電装置

発電機	3 相	6 2 5 KVA	1 台
真空遮断機			1 台
保護継電器			5 台
起動用蓄電池	2 4 V	3 0 0 A h	1 台

[4] 保安業務

1. 保安管理業務は、次項を除き次に掲げるものとし、その細目及び具体的基準は、ドーム電気保安規程及び別紙に定める細目・基準書による点検業務を行う。
 - (1) 前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準 (以下「技術基準」といいます。) の測定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき処置についてドームに必要な指導又は助言を行うこと。
 - (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急処置の指導及び事故原因の調査に協力し、再発防止について、とるべき処置を指導又は助言し、必要に応じて、電気事業法第 1 0 6 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成手続きの指導を行うこと。

- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (4) 前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する所轄官庁への提出書類及び図面について、その作成手続きの指導を行うこと。
- (5) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置についてドームに指導又は助言を行うこと。
- (6) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置についてドームに指導又は助言を行うこと。

2. 前項の委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、ドームは点検、測定及び試験の全部又は一部を、ドームの責任及び負担において行うものとする。これに関し、ドームの求めに応じ受託者は指導又は助言を行うこととする。また、ドームは受託者にその結果の記録を提示するものとし、受託者は必要な指導又は助言ができるものとする。

- (1) 取扱いが法令による電気技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等
- (2) 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
- (3) 点検時現場に設置されていない移動用機器等
- (4) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
- (5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
- (6) 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- (7) 業務上の都合等ドームの事由で、受託者が立ち入りできない場所に設置された機器等
- (8) 発電装置の原動機及び非常用電源の蓄電池並びにそれらの附属装置等

3. 仕様機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、ドームが確認を行うものとする。

[5] 点検の頻度

定例的に行う点検内容は、ドームの保安規程及び細目・基準書によるものとし、点検の頻度は、次の通りとする。ただし、定期点検Bには定期点検Aが含まれるものとする。

- (1) 定期点検A 毎月1回
- (2) 定期点検B 毎年1回
- (3) 臨時点検 必要の都度

ありそドーム警備計画書

第1 目 的

甲の所有または管理する警備対象物件内の財産の保護に任じ、甲業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

第2 警備方法

A L S O K ガードシステム

第3 警備担当時間

警備対象物件が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

第4 警備仕様

1. 警報装置

- (1) 警備対象物件で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報する。
- (2) 本件警備に必要な適合機器の配置及び種類・数量は末尾添付のA L S O K ガードシステム警報装置等設置図面による。

2. ガードセンター

警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊に対する指示、連絡等にあたる。

3. 機動隊

ガードセンターとの連絡を保持し、警備対象物件の異常事態に対処する。

第5 警備開始時における取り扱い

1. 甲における取り扱い

甲の警備対象物件を最終的に退出する者は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプ等で各警報機器の正常な状態を確認し、警報装置をON（警戒）の状態にする。

2. 乙における取り扱い

ガードセンターは、甲の警備対象物件を最終的に退出する者の操作器の操作により自動的に表示されるON（警戒）の信号を確認し、警備を開始する。

第6 警備終了時における取り扱い

1. 甲における取り扱い

甲の警備対象物件に最初に入る者は、操作器の所定の操作を行い警報装置をOFF（警戒解除）の状態にする。

2. 乙における取り扱い

ガードセンターは、甲の警備対象物件に最初に入る者の操作器の操作により自動的に表示されるOFF（警戒解除）の信号を確認し、警備を終了する。

第7 警備実施時間中における甲の臨時入場

甲は、原則として入場してはならない。ただし、真にやむを得ない場合にのみ次の要領

により行う。

1. 臨時入場者は、操作器の所定操作を行い操作器のOFF（警戒解除）の状態にし、以後甲の責任において処理するものとする。
2. 臨時入場者のある時の警備は、甲の責任において実施する。

第8 異常事態発生時における乙の処理

1. 警報受信装置により甲の警備対象物件に異常事態が発生したことを感知したとき、乙は機動隊員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。
2. 警備対象物件に到着した機動隊員は、異常事態を確認後ガードセンターへその状況を報告し、必要に応じて関係先へ通報する。
3. あらかじめ定められた甲の責任者または緊急連絡者へ連絡する。

第9 事故報告

事故発生の際には、甲に対し速やかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。

第10 鍵等の預託

警備実施に必要な鍵（警備用カード含む）は、甲・乙相互に預託し、預託された鍵（警備用カード含む）は、それぞれが厳重に取り扱い保管する。

第11 警報装置の保守点検

甲に設置された警報装置の機能については、乙は適宜保守点検を行う。

第12 緊急連絡者の指定

1. 甲は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を乙に交付する。
2. 甲は、上記連絡者に変更あるときは、その都度、遅滞なく変更した名簿を乙に交付する。

第13 その他

警備実施上、この警備計画書に定めのない事項について必要あるときは、甲・乙協議し、文書をもって本計画書に付加する。

（以 上）

ありそドーム清掃等業務委託仕様書

[1] 業務実施場所

魚津市北鬼江 2898-3 ありそドーム (以下「ドーム」という。)

[2] 契約期間

令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日まで

[3] 清掃業務

1. 従事者の確保等

- (1) 従事者は、心身共に健康な者であること。
- (2) 従事者の中から責任者を選任し、委託者に届け出ること。
- (3) 責任者は常に業務の指揮監督並びに現場監視を行い、清掃業務の完全遂行を期するものとする。
- (4) 受託者は、清掃器具等の使用に際し、従事者に対して必要な訓練を十分行い、業務中における事故ならびに建物及び備品等の損害防止に注意すること。

2. 業務内容及び時間

- (1) 業務の内容は、この仕様書に示すところにより実施するものとする。
- (2) 日常清掃業務は、休館日を除く毎日実施するものとする。
作業時間は原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時迄とする。
 * ドームの休館日
 ・ 毎週火曜日（ただし、休日に当たる場合は翌日）
 ・ 12 月 29 日から 1 月 3 日まで
- (3) 定期清掃業務は、開館時間外又は休館日に実施するものとするが、ガラス清掃等ドーム業務及びドーム利用者に支障のない範囲で、開館日に実施できるものとする。
 作業時間は原則として日常清掃と同じとする。

3. 業務実施要領

- (1) 受託者は、業務の実施計画をその区分に従い、あらかじめ委託者に提出し承認を受けること。
- (2) 受託者は、毎日の業務実施状況を所定の日誌に記載し、委託者に報告すること。
- (3) 業務に必要とする器具及び材料等は、別に定めるものを除き受託者の負担とする。
- (4) 業務に要する洗剤、薬剤及び器具等は厳重に選定しその使用に際してドームの汚染、損傷又は人体への悪影響を招くことのないよう十分注意すること。
- (5) 清掃の実施場所、実施頻度及び仕上要領等は、別紙業務実施細目による。
- (6) 便所の石けん液及びトイレトペーパーは委託者の負担とし、受託者は常に点検し、不足分は補充すること。
- (7) ドーム各所に備え付けの屑入れ、汚物入れ及び灰皿等は、随時内部の物を取り除き常に清潔を保持すること。
- (8) ごみは、市指定のごみ袋に入れ、毎日所定の場所に分別し搬出すること。
- (9) 清掃の回数、時期及び方法について本仕様書に明示されていない個所については、汚れの状況等に応じ適切な頻度、方法により誠実に清掃すること。

4. その他

- (1) 従事者は業務中一定の服装及び名札を着用すること。
- (2) 従事者は来館者に対し不快の念を与えないよう言動に十分注意すること。
- (3) 受託者が業務上必要とする電力、水道等の使用料は無料とし、契約期間中、清掃員控室を無償貸与するものとする。

[4] 環境衛生管理等業務

1. 業務内容

- (1) 環境衛生測定業務
- (2) 害虫駆除
- (3) 建築物環境衛生管理技術者の選任及びこれの行う業務

2. 業務員

受託者は関係法令に従い業務を遂行するために必要な建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者を派遣し、業務を円滑に遂行するものとする。

3. 業務実施要領

飲料水貯水槽清掃

水道水水質検査

空気環境測定業務 2ヵ月に1回

害虫駆除 建築物環境衛生法に基づく害虫駆除 年2回

4. 必要物等の負担

業務に要する物品は、委託者が別に定める物を除き受託者の負担とする。

5. その他

この仕様書に定めない事項については、協議のうえ決定するものとする。

[5] 清掃用ゴンドラ保守点検業務

1. 対象機種

日本ビソー株式会社製 LS-70R 1基

電動式アーム俯仰型（軌道式）

労働基準局検査番号 長崎第2724号

2. 実施時期

- (1) 性能検査のための点検整備等の準備及び検査立合い。

ゴンドラ検査証に記載された有効期限まで …………… 年1回

- (2) 窓ガラス清掃前の定期自主検査

窓ガラス清掃前 …………… 年3回

3. 業務実施要領

- (1) ゴンドラ点検作業に入る前は、事前に関係者への連絡を行うものとする。

- (2) ゴンドラの性能検査のための点検整備等の結果は

別添「ゴンドラ点検整備報告書」（性能検査）に記録するものとする。

- (3) ゴンドラによる窓ガラス清掃前の定期自主検査は

別添「ゴンドラ定期点検記録書」（定期自主検査）に記録するものとする。

- (4) 各報告書は委託者に一部提出するものとする。

- (5) ゴンドラの定期自主検査記録書は3年間保存するものとする。

- (6) ゴンドラの使用人は、ゴンドラ安全規則第12条第1項の規定による特別の教育の課程を修了したものであること。（特別教育修了証の写しを提出すること。）

- (7) ゴンドラの使用にあたっては、ゴンドラ安全規則等関係法令を遵守すること。

4. その他

- (1) 見積には検査手数料を含むものとする。

ありそドーム高所ガラス清掃業務仕様書

1. 業務内容

ガラス表面及びサッシ部（ガラス枠）に付着している汚れを清水で除去し、拭き取る。なお、清掃作業に必要な水及び電気は無償で提供する。

2. 実施回数

年1回とする。

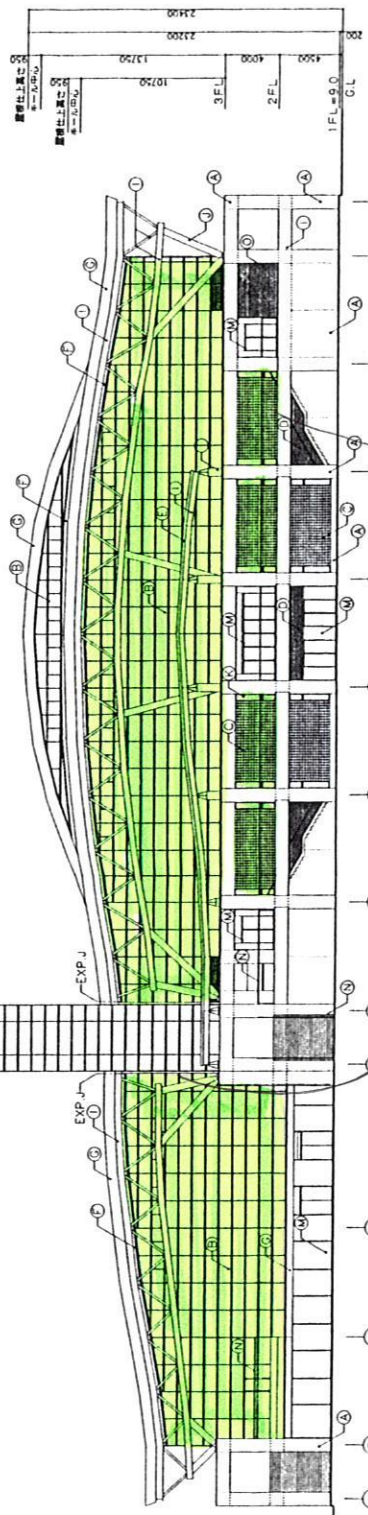
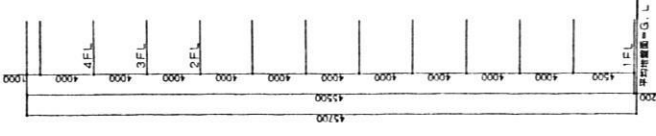
なお、実施時期については協議すること。

3. 作業中の安全対策について

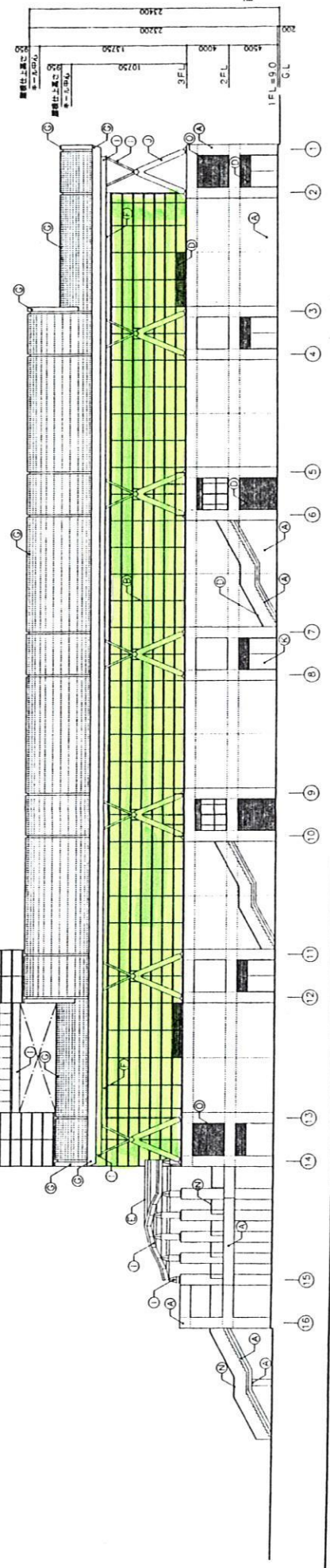
- （1）高所での作業であるため、作業員の安全については万全の対策をとること。
- （2）来館者の安全のため、バリケードやロープによって適切な範囲を立ち入り禁止とし、作業中は安全監視員を配置すること。

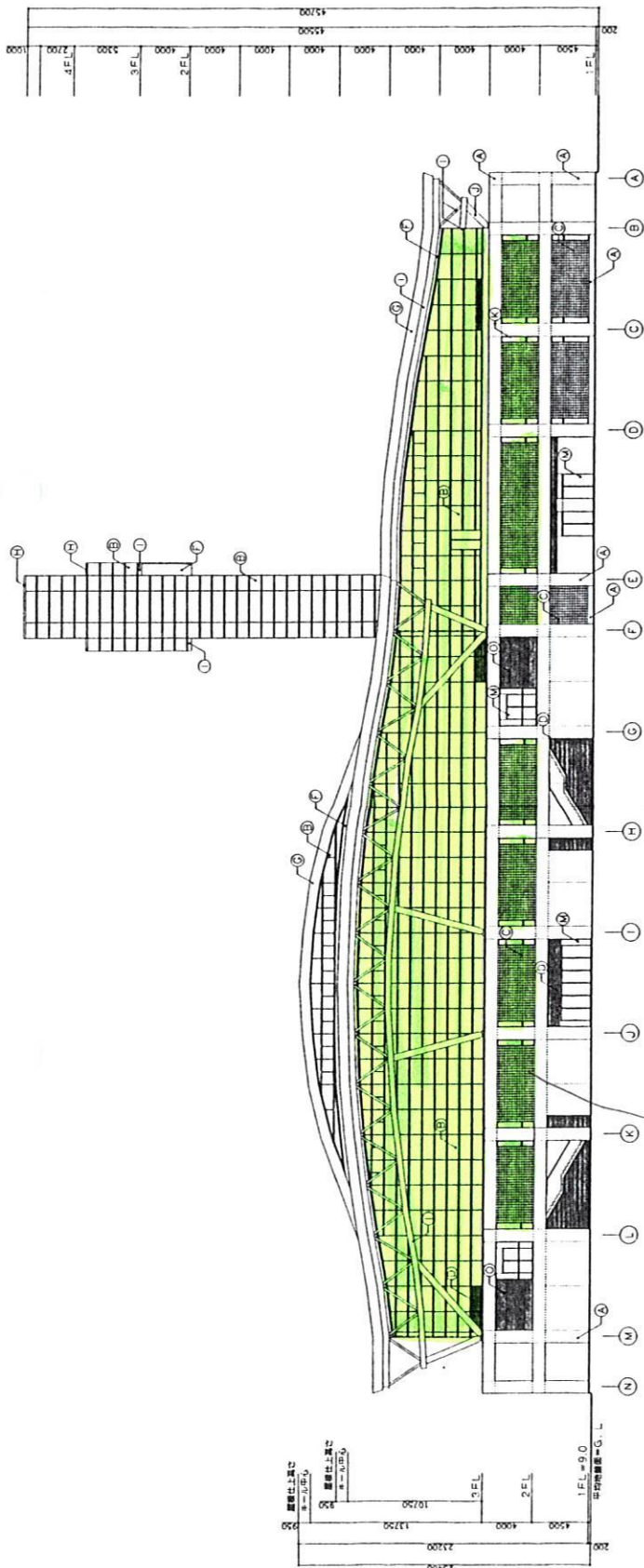
以上

記号	内容
A	コンクリート造躯体（ガラス躯体）
B	アルミ複合窓（ガラス）
C	ガラス（ロウワ）
D	アルミ（ロウワ）
E	トラス（ロウワ）
F	アルミ（ロウワ）
G	スチール（ロウワ）
H	アルミ（ロウワ）
I	ガラス（ロウワ）
J	アルミ（ロウワ）
K	スチール（ロウワ）
L	アルミ（ロウワ）
M	スチール（ロウワ）
N	アルミ（ロウワ）
O	スチール（ロウワ）
P	トラス（ロウワ）

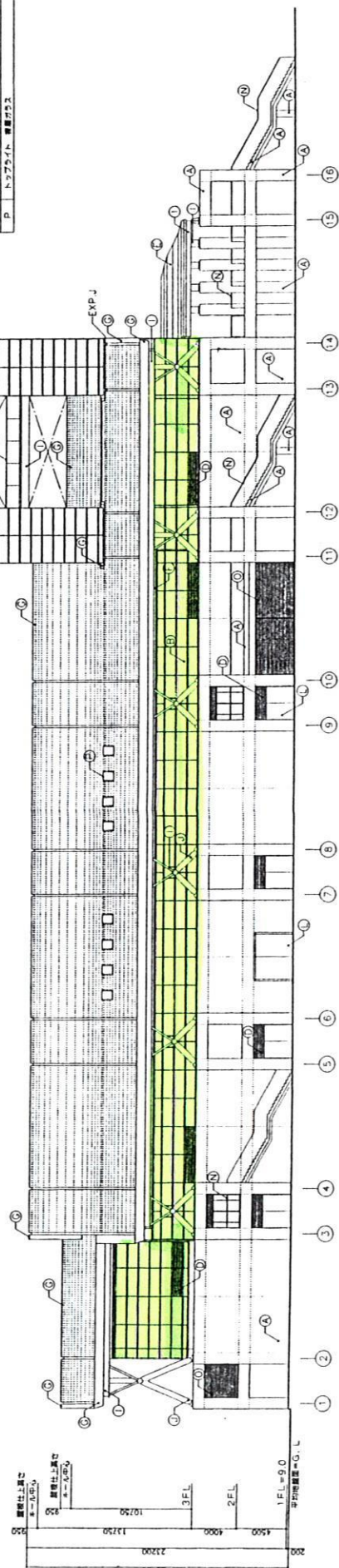


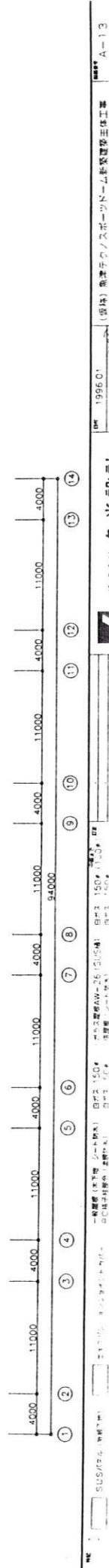
展望タワー剝離部 140㎡
ガラスブロック 84㎡





記号	内容
A	コンクリート造躯体（柱・梁・床・壁）
B	ガラスブロック（柱・梁・床・壁）
C	ガラスブロック（柱・梁・床・壁）
D	ガラスブロック（柱・梁・床・壁）
E	ガラスブロック（柱・梁・床・壁）
F	ガラスブロック（柱・梁・床・壁）
G	ガラスブロック（柱・梁・床・壁）
H	ガラスブロック（柱・梁・床・壁）
I	ガラスブロック（柱・梁・床・壁）
J	ガラスブロック（柱・梁・床・壁）
K	ガラスブロック（柱・梁・床・壁）
L	ガラスブロック（柱・梁・床・壁）
M	ガラスブロック（柱・梁・床・壁）
N	ガラスブロック（柱・梁・床・壁）
O	ガラスブロック（柱・梁・床・壁）
P	ガラスブロック（柱・梁・床・壁）





ありそドーム消防設備保守管理業務仕様書

ありそドーム消防設備の消防法に基づく保守点検の項目は、次のとおりとする。なお、詳細については消防用設備設置届出書（副）を参照のこと。

（１）非常用発電機設備

発電機	1 台
始動装置・蓄電池	1 台
自動制御盤	1 台

※保守管理周期 年 2 回

（２）自動火災報知設備

受信機	1 台	中継器	1 0 個
差動分布型感知器	6 個	熱感知器	1 5 個
煙感知器	2 0 2 個	分離型感知器	7 個
発信機	3 0 個	表示灯	3 0 個
消火栓起動連動装置	1 式	防火戸	1 1 箇所
防火シャッター	1 箇所	常用電源	1 式
非常電源	1 式		

※保守管理周期 年 2 回

（３）誘導灯設備

避難口誘導灯	大型	5 0 台
避難口誘導灯	中型	2 台
室内通路誘導灯	中型	1 2 台
廊下通路誘導灯	中型	2 1 台

※保守管理周期 年 2 回

（４）非常放送設備

増幅器	1 式
操作部	1 式
スピーカー	1 8 9 個
音量調整器	3 0 個
常用電源	1 式
非常電源	1 式

※保守管理周期 年 2 回

（５）直流電源設備

直流電源装置	1 式
--------	-----

※保守管理周期 年 2 回

(6) 消火器設備

粉末 10型 加圧式 79本

粉末 100型 加圧式 4本

※保守管理周期 年2回

(7) 屋内消火栓設備

加圧送水装置 1式

操作盤 1台

屋内消火栓 15基

※保守管理周期 年2回

(8) スプリンクラー設備

加圧送水装置 1式

ヘッド 839個

補助散水栓 12基

流水作動弁 4台

圧力スイッチ 4台

表示盤 1台

※保守管理周期 年2回

(9) 連結送水管設備

送水口 2式

採水口 2式

※保守管理周期 年2回

(10) 避難器具

緩降機 1台

※保守管理周期 年2回

(11) 防火設備 1式

上記項目に対する消防法に規定する作動点検、外観点検、機能点検及び総合点検ならびに消防への届出、報告業務。

(点検結果報告書を2部作成し、ファイリング)

(12) その他

消防設備の運用に関する指導・助言ならびに消防訓練の際の立ち会い。

以上

ありそドーム空調設備保守管理業務仕様書

1. スクリューヒートポンプ 1 式

保守管理台数	2 台
保守管理周期	総合点検年 1 回（法定点検含む） シーズン切替点検年 2 回
保守管理内容	圧力計点検 安全弁点検 保護スイッチ点検 ガス漏れ点検 総合動作・その他

2. ポンプ類 1 式

保守管理台数	7 台	
保守管理周期	年 1 回	
保守管理内容	ポンプ	軸受点検 軸継手ゴム点検 フート弁点検 漏水点検
	電動機	軸受点検 絶縁抵抗測定 運転電流測定
	その他	制御盤点検 計器点検 外観点検

3. 空気調和機 1 式

保守管理台数	2 9 台
保守管理周期	年 1 回
保守管理内容	送風機点検 電動機点検 排水装置点検 加湿装置点検 全熱交換器点検 フィルター清掃（薬品） 年 2 回

4. エアコン 1 式

保守管理台数	2 7 台
保守管理周期	年 1 回
保守管理内容	送風機点検 電動機点検 全熱交換器点検 フィルター清掃

5. 空気清浄機（1） 1 式

保守管理台数	2 台
保守管理周期	年 1 回
保守管理内容	フィルター清掃（薬品） 運転状態点検

6. 空気清浄機（2） 1 式

保守管理台数	5 台
保守管理周期	年 1 回
保守管理内容	フィルター清掃（薬品）

7. 自動制御設備 1 式

保守管理周期	年 2 回
保守管理内容	詳細は別紙

8. ファンコイルユニット 1 式

保守管理台数	4 1 台
保守管理周期	年 1 回
保守管理内容	フィルター清掃

9. ロスナイ 1 式

保守管理台数	1 0 台
保守管理周期	年 1 回
保守管理内容	フィルター清掃

※保守期間中の消耗品等の交換費は委託料の中に含まれるものとします。

ありそドーム空調設備保守管理

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
スクリーヒートポンプ	○	○					○	○			○		
	バルブ	切替点検					バルブ	切替点検			総合点検		
ポンプ類											○		
											点検		
空気調和機											○		
											点検		
エアコン		○						○					
		点検						点検					
空気清浄機（1）		○						○					
		点検						点検					
空気清浄機（2）		○						○					
		点検						点検					
自動制御設備		○						○					
		点検						点検					
フィルター		○						○					
		点検						点検					
ロスナイ		○						○					
		点検						点検					
ガス漏れ検知器		○						○					
		点検						点検					

※トレーニングルーム更衣室エアコンフィルター清掃を、切替点検時に併せて実施すること

ありそドーム電気式温水ボイラー保守点検業務仕様書

本仕様書は、ありそドームに設置する電気式温水ボイラーの労働安全衛生法に基づく定期点検業務の内容について定めるものである。

1. ボイラーの種類、台数

ES-580F400V20KW 2台

ES-450F400V16KW 6台

2. 業務内容

(1) 総合点検（年1回）2月頃（法定検査前） 8台

（イ）貯湯槽内部清掃

（ロ）電装部点検検査

（ハ）各部品作動点検

（ニ）各接続部水漏れ検査

（ホ）水高温度計引抜清掃点検

（ヘ）電極棒取替

（ト）ヒーター引抜清掃点検

（チ）試運転調整

（リ）シャワーブースストレーナー清掃

(2) 法定検査料（年1回）2月頃 8台

所轄労働基準監督署への届出業務含む

(3) 安全弁分解整備及び性能検査 8台

(4) 自社におけるボイラー整備士の資格を有する者の免状並びに社員証明書の提出

ありそドーム音響設備保守管理業務仕様書

本仕様書は、ありそドーム音響設備保守管理業務の内容について定めるものである。

【定期点検】

(1) 時期及び回数

原則として、年 1 回とする。

(2) 範 囲

別紙点検項目のとおり

(3) 定期点検の実施報告

定期点検実施後、実施報告書を提出すること。

【一般保守】

館内設置の音響設備を、最適に使用できるよう努める。

- ・アリーナ
- ・産業展示ホール
- ・トレーニング室
- ・事務室他各室

(1) 修理の実施

故障発生のお知らせを受けたときは、すみやかに故障箇所を点検し修理する。

但し、すみやかな処置が困難な場合、又は、多額の修理費がかかると予想される場合はその理由及び対策を連絡し協議すること。

(2) 修理の実施報告

修理を完了したときは、修理年月日、内容及び保守責任者名等の所要事項を記入し報告すること。

(3) 故障修理に伴う費用

修理を完了したときは、その都度請求するものとする。ただし、軽微な修繕はその限りではない。

アリーナ音響設備点検項目

(その1)

点 検 項 目			
調 整 卓	外観	電 力 増 幅 架 1	外観
	プリアッテネーター		I／O部
	マイク、ライン切替回路		電力増幅器－1． 2
	入力アッテネーター		電力増幅器－3． 4
	入力マトリックス回路		電力増幅器－5． 6
	出力マトリックス回路		電力増幅器－7． 8
	グループ出力回路		電力増幅器－9． 1 0
	マスターサブ入力回路		電力増幅器－1 1． 1 2
	レベルメーター回路		電力増幅器－3 1． 3 2
	トークバックマイク回路		電力増幅器－3 3． 3 4
	エアーモニター回路		出力制御回路
	アナウンスマイク回路		電源制御部
	モニターアッテネーター回路	電 力 増 幅 架 2	外観
	サブ入力回路		I／O部
	P F L回路		電力増幅器－1 3． 1 4
	電源部		電力増幅器－1 5． 1 6
音 源 卓	外観		電力増幅器－1 7． 1 8
	放送選択回路		電力増幅器－1 9． 2 0
	インターカム		電力増幅器－2 1． 2 2
	カセットテープレコーダー		電力増幅器－2 3． 2 4
	C Dプレーヤー		電源制御部
出 力 制 御 架	外観		
	音声分配器		
	ミキシングユニット		
	DMP－1		
	DMP－2		
	DMP－3		
	DMP－4		
	L／C－1		
	L／C－2		
	パターン制御部		
	電源制御部		

アリーナ(その2)

点 検 項 目			
天井スピーカー	S P - 1	スピーカ系 運営系	2 F チケット売り場
	S P - 2		2 F 男子トイレ 3・4
	S P - 3		2 F 女子トイレ 3・4
	S P - 4	スピーカー 端子	スピーカ端子 MAL-T 1
	S P - 5		スピーカ端子 MAL-T 2
	S P - 6		スピーカ端子 MAL-T 3
	S P - 7		スピーカ端子 MAL-T 4
	S P - 8		スピーカ端子 MAL-T 6
	S P - 9		スピーカ端子 MAL-T 9
	S P - 1 0		アトリウム - 1
	S P - 1 1		アトリウム - 2
	S P - 1 2		総合カウンター - 1
	S P - 1 3		総合カウンター - 2
	S P - 1 4	調整室	モニター S P - 1
	S P - 1 5		モニター S P - 2
	S P - 1 6	ワイヤレス	
	S P - 1 7		外観
	S P - 1 8		ワイヤレスアンテナ 1
	S P - 1 9		ワイヤレスアンテナ 2
	S P - 2 0		ワイヤレスアンテナ 3
運営系スピーカー	主催者室 - 1		ワイヤレスアンテナ 4
	主催者室 - 2		ANT DA 1
	指導員室		ANT DA 2
	事務室		ANT DA 3
	医務室		ANT分配器
	更衣室 - 1		ワイヤレスチューナー 1
	更衣室 - 2		ワイヤレスチューナー 2
	選手控室 - 1		ANT受口MAL-T 1
	選手控室 - 2		ANT受口MAL-T 2
	応接室		ANT受口MAL-T 3
	特別室		ANT受口MAL-T 4

アリーナ(その3)

点 検 項 目			
2 F コン セン ト	2 T-A-1	マイ ク コン セン ト	MAL-T 5 1
	2 T-A-2		MAL-T 5 2
	2 T-B-1		MAL-T 7 1
	2 T-B-2		MAL-T 7 2
	2 T-C-1		MAL-T 8 1
	2 T-C-2		MAL-T 8 2
	2 T-D-1		総合カウンター 1
	2 T-D-2		総合カウンター 2
マイ ク	エアモニマイク 1	移動卓 回路	アトリウム 1
	エアモニマイク 2		アトリウム 2
	事務室マイク 1		
マル チ 入 力 回 路	MAL-T 1. 2. 3. 4 1	移動卓 回路	MAL-T 1. 2. 3. 4 1
	MAL-T 1. 2. 3. 4 2		MAL-T 1. 2. 3. 4 2
	MAL-T 1. 2. 3. 4 3		MAL-T 1. 2. 3. 4 3
	MAL-T 1. 2. 3. 4 4		MAL-T 1. 2. 3. 4 4
	MAL-T 1. 2. 3. 4 5		MAL-T 1. 2. 3. 4 5
	MAL-T 1. 2. 3. 4 6		MAL-T 1. 2. 3. 4 6
	MAL-T 1. 2. 3. 4 7		MAL-T 1. 2. 3. 4 7
	MAL-T 1. 2. 3. 4 8		MAL-T 1. 2. 3. 4 8
	MAL-T 1. 2. 3. 4 9	イン カ ム	インカム MAL-T 1
	MAL-T 1. 2. 3. 4 10		インカム MAL-T 2
	MAL-T 1. 2. 3. 4 11		インカム MAL-T 3
	MAL-T 1. 2. 3. 4 12		インカム MAL-T 4
	MAL-T 1. 2. 3. 4 13		インカム 2 T-A
	MAL-T 1. 2. 3. 4 14		インカム 2 T-B
	MAL-T 1. 2. 3. 4 15		インカム 2 T-C
	MAL-T 1. 2. 3. 4 16		インカム 2 T-D
		ケ ー ブ ル 類	事務室
			マイクケーブル
			パッチケーブル
			スピーカパッチケーブル
			マルチケーブル
			マルチボックス

アリーナ(その4)

点 検 項 目			
マイク	ダイナミックマイク		
	コンデンサーマイク		
	ワイヤレスマイク		
マルチ入力回路	電源制御部		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 1 7		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 1 8		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 1 9		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 2 0		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 2 1		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 2 2		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 2 3		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 2 4		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 2 5		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 2 6		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 2 7		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 2 8		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 2 9		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 3 0		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 3 1		
	MAL-T 1. 2. 3. 4 3 2		

産業展示ホール音響設備点検項目（その1）

点 検 項 目			
調 整 卓	外観	サブ 複 合 盤 A	複合盤マルチ 1
	プリアッテネーター		複合盤マルチ 2
	マイク、ライン切替回路		複合盤マルチ 3
	入力アッテネーター		複合盤マルチ 4
	入力マトリックス回路		複合盤マルチ 5
	出力マトリックス回路		複合盤マルチ 6
	グループ出力回路		複合盤マルチ 7
	マスターサブ入力回路		複合盤マルチ 8
	レベルメーター回路	コ ン セ ン ト 盤	展示ホール 1
	トークバックマイク回路		展示ホール 2
	エアーモニター回路		展示ホール 3
	アナウンスマイク回路	電 力 増 幅 器 1	電力増幅器－ 1. 2
	モニターアッテネーター回路		電力増幅器－ 3. 4
	サブ入力回路		出力制御部
	P F L 回路		電源制御部
	電源部	電 力 増 幅 器 2	電力増幅器－ 7. 8
音 源 卓	外観		電力増幅器－ 1 1. 1 2
	補助ミキサー		出力制御回路
	ワイヤレスチューナー C 1 1		電源制御部
	ワイヤレスチューナー C 1 2	複 合 盤	アトリウム 1
	カセットテープレコーダー		アトリウム 2
	C D プレーヤー		アトリウム 3
	電力増幅器 1. 2		アトリウム 4
	電源増幅器 3. 4		アトリウム 5
			アトリウム 6
出 力 制 御 架	外観	B	アトリウム 7
	ミキシングユニット 1		アトリウム 8
	コンセントパッチ		
	電源制御部		

産業展示ホール(その2)

点 検 項 目				
天井スピーカー	展示ホールメイン	S P	1	
	展示ホールメイン	S P	2	
	展示ホールメイン	S P	3	
	展示ホールメイン	S P	4	
	アトリウム メイン	S P	1	
	アトリウム メイン	S P	2	
	アトリウム メイン	S P	3	
	地場産展示場スピーカー		1	
	地場産展示場スピーカー		2	
	屋外展示スピーカー		1	
	屋外展示スピーカー		2	
	屋外展示スピーカー		3	
ケーブル類	マイクケーブル			
	パッチケーブル			
	スピーカパッチケーブル			
	マルチケーブル			
	マルチボックス			
スピーカー端子	複合盤	A		
	スピーカーコンセント		1	
	スピーカーコンセント		2	
	スピーカーコンセント		3	
	スピーカーコンセント		4	
	エントランスコンセント		1	
	エントランスコンセント		2	

ありそドームエレベーター保守点検業務仕様書

委託契約はエレベーター各機器の機能を常時適正に発揮させて、安全かつ良好な運転状態を維持させるため次の条項を実施する。

1. 定期点検

定期的に技術者を派遣し、機械装置の点検、清掃、給油及び調整を行う。

2. 部品及び機器の修理、取替、調整

- (1) 点検を通じて機器の機能を維持するために必要と判断した場合は、直ちに部品の修理もしくは取替、調整を行う。
- (2) 修理、取替及び調整の範囲は、委託契約範囲一覧表のとおりとする。

3. 部品の常備

金属製のキャビネットを機械室に設置し、次の部品を常備する。

- (1) 保守用部品
- (2) 小修理用部品
- (3) 油脂類

4. 故障対応

万一故障が発生した場合は、速やかに技術者を派遣し、適切な処理を行う。

5. 精密検査

必要に応じ監督技術者を派遣し、総合的に機械装置の精密検査を行う。

6. 報告書

定期点検の都度、報告書を提出する。

7. 建築基準法による定期検査への立会い

建築基準法（第12条）に基づいて行われる年1回の定期検査に立会う。

以上

電動式ベンチタイプ移動観覧席（RS）保守点検仕様書

【保守点検項目】

1. 本体外観点検

- 1-1 支柱、貫材、ブレーシング、ローラーカバーその他構造部材に変形および損傷がないかを確認する。
- 1-2 座板、踏み板、幕板、手摺りに著しい損傷がないかどうかを確認する。

2. 組立接合部点検

- 2-1 各部材を接合しているボルト、ナット、ピン類等の脱落または緩みがないかどうかを確認する。

3. 操作用スイッチ点検

- 3-1 スwitchの接点に損傷がないかどうかを確認する。
- 3-2 本体との接続部、コネクター、ケーブル、スイッチボックスに著しい損傷がないかどうかを確認する。
- 3-3 前進、後退、非常停止の各スイッチの機能に異常がないかどうかを確認する。

4. 制御装置点検

- 4-1 制御盤内各装置に著しい損傷がないかどうかを確認する。
- 4-2 各リミットスイッチ等自動制御部品に著しく損傷がないかどうかを確認する。
- 4-3 引き出しおよび収納時に、所定の位置に正しく自動停止するかどうかを確認する。

5. 駆動装置点検

- 5-1 モーター、ギアボックスその他駆動部品に著しく損傷がないかどうかを確認する。
- 5-2 モーター、ギアボックスその他駆動部品を固定しているボルト・ナットに緩みがないかどうかを確認する。
- 5-3 作動中、モーターに異常な発熱がないかどうか、また異常な音が発生していないかどうかを確認する。

6. 配線ケーブル

- 6-1 配線ケーブル点検

7. 絶縁テスト

- 7-1 制御盤、モーター部の絶縁性を確認する。

8. 報告書作成

- 8-1 点検業務受託者は点検整備完了後、点検完了当日に保守点検報告書1部を点検業務委託者に提出する。

9. 部品

部材等の損傷が著しく、交換の必要があると判断される場合は、株式会社コトブキ（点検者）とお客（点検業務委託者）で協議して別途に作業を行う。

以上

ありそドーム電動ブラインド保守点検業務仕様書

1. 業務名 ありそドーム電動ブラインド保守点検業務
2. 業務内容 ①点検台数 1 7 5 台
 ②点検内容 別紙点検表による。
3. その他 ①業務実施日については事前に協議すること。
 ②作業実施にあたっては、アリーナの利用に支障のないよう実施し、
 周囲の安全に配慮すること。
 ③点検作業終了後にドーム職員の点検を受けること。

以上

ありそドーム樹木管理業務仕様書

1. 業 務 名 ありそドーム樹木管理業務

2. 場 所 ありそドーム敷地内

3. 業務内容

(1) 病虫害防除 〔別図1を参照のこと〕

・ 寄せ植え 1, 640 m²

・ 中高木 52本

・ 生垣 80m

＊実施回数 2回

(2) 整枝剪定 〔別図2を参照のこと〕

・ 中高木（シラカシ、キンモクセイ） 52本

※8月 大学女子野球開会式前までにお願いします。

・ 低木 （ツツジ 他） 1, 220 m²

・ 第2駐車場レッドロビン

＊実施回数 1回

(3) 樹木雪囲い、撤去作業 〔別図3を参照のこと〕

①雪囲いを実施する樹種は次のとおりとする。

・ ツツジ、ジンチョウゲ、キンメツゲ、アベリア（合計494 m²）

②雪囲いの方法

・ 棚囲い（片屋根）とし、竹及び縄の間隔は別図3を参照のこと。

・ 撤去にあたり、竹・縄等のくずを残さないように清掃し、材料は所定の場所におさめること。

(4) 施肥 〔別図1. 2を参照のこと〕

・ 寄せ植え 1, 640 m²

・ 中高木 52本

・ 生垣 80m

＊実施回数 1回

4. そ の 他

(1) 実施時期については協議し、事前に連絡すること。

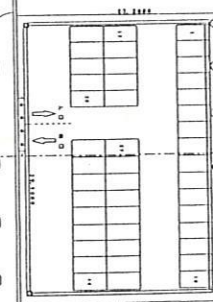
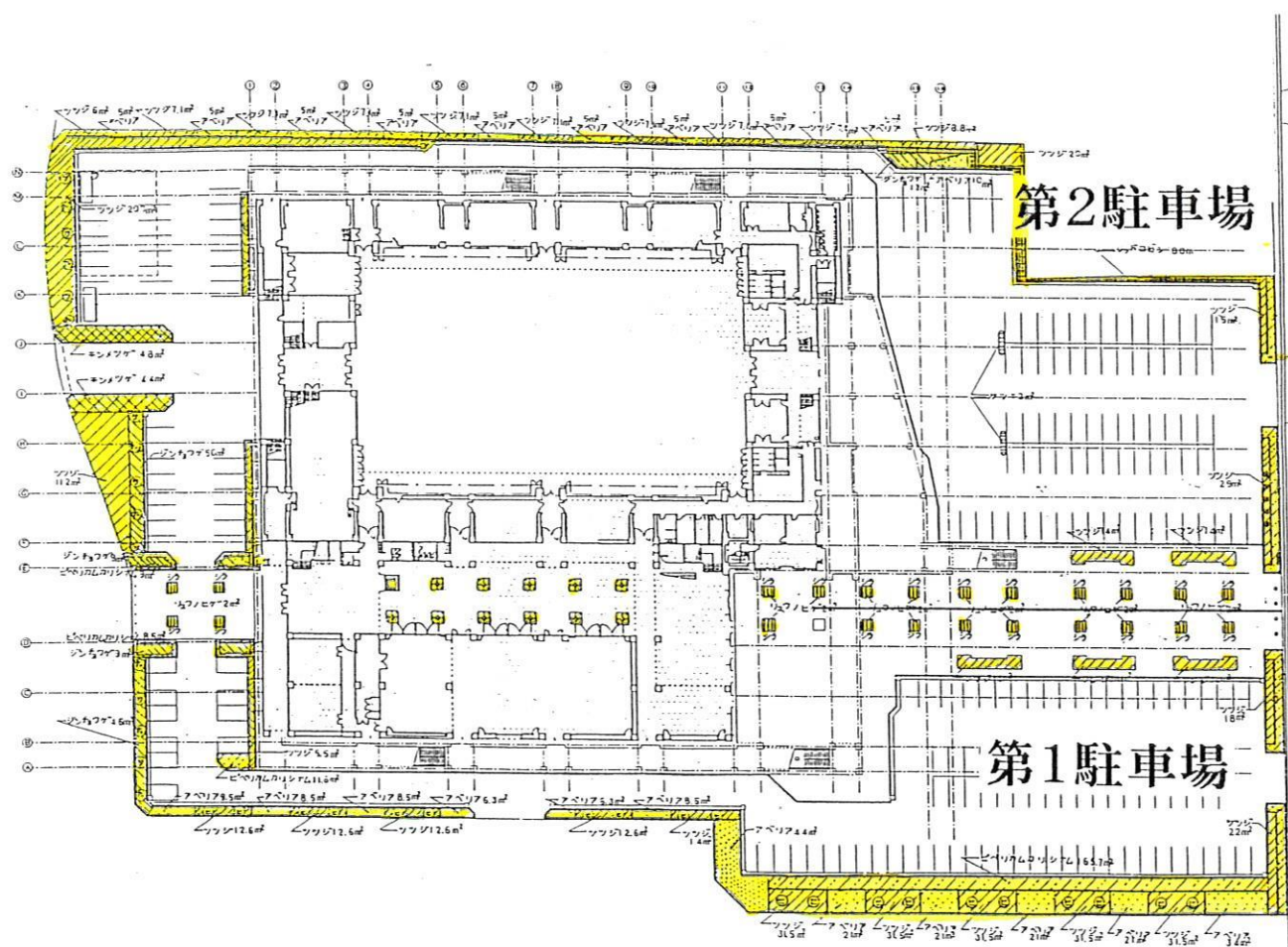
(2) 作業の実施にあたっては、来館者に迷惑のかからないよう配慮すること。

(3) 各作業終了時は、職員立会いで検査を受けること。

別図1

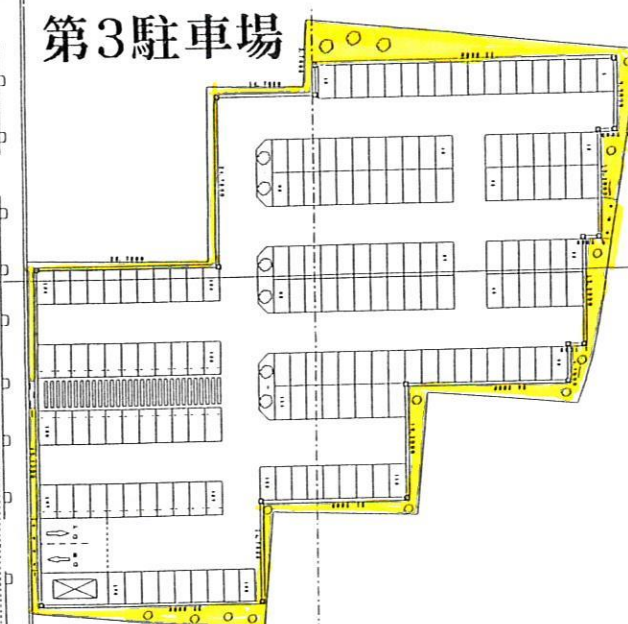
病虫害防除・施肥

・寄せ植え 1,640㎡
・中高木 52本
・生垣 80m



第4駐車場

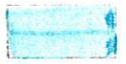
第3駐車場



別図3

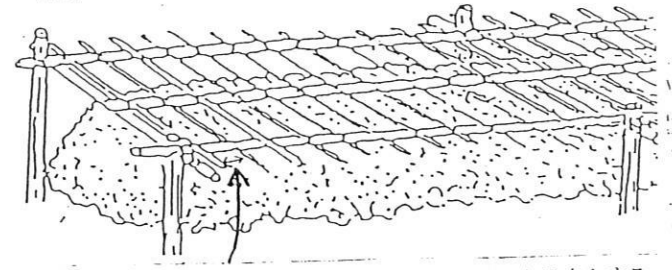
494m²

~~7.189m²~~

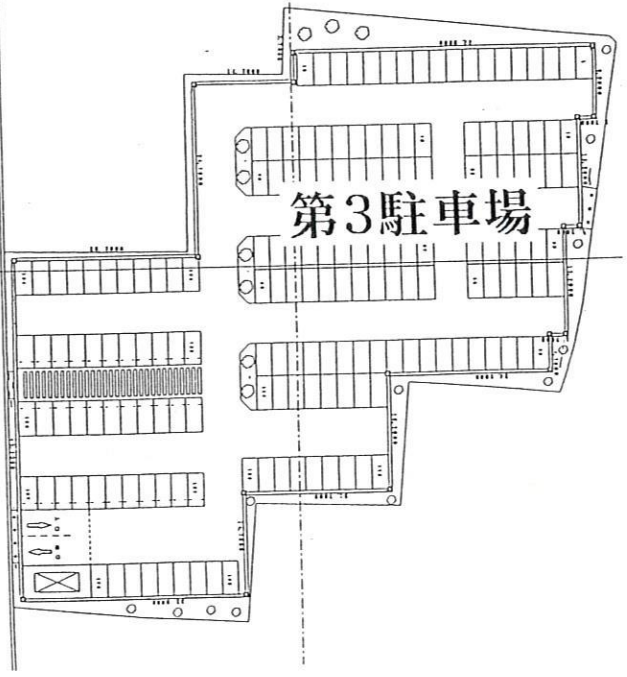
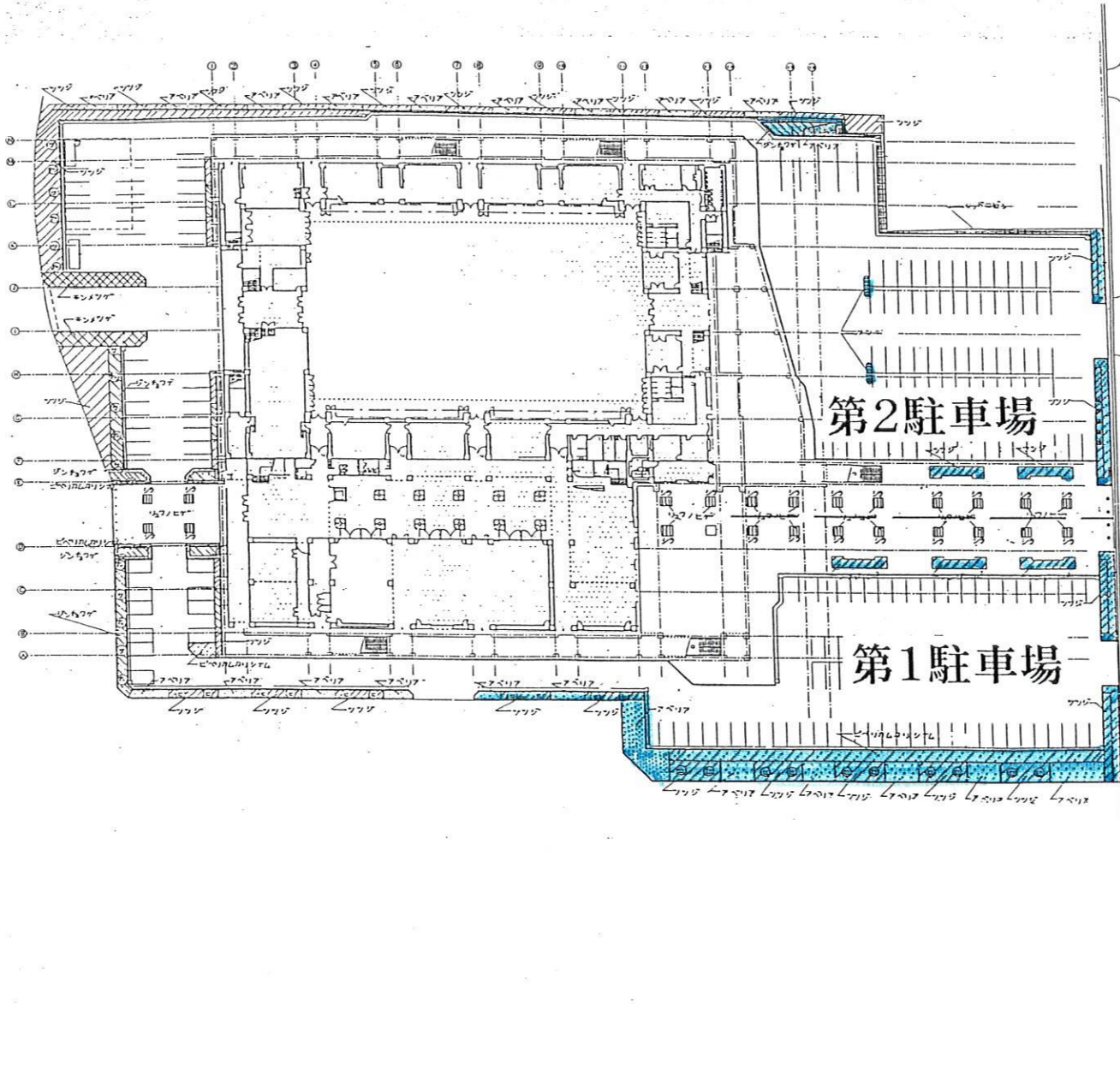


雪囲い

棚囲い参考例



竹の間隔は、A範囲は15cm・B範囲は30cmを目安とする。



ありそドーム除草業務仕様書

1. 業 務 名 ありそドーム除草業務

2. 場 所 ありそドーム敷地内（別紙参照）

3. 業 務 内 容

別図に示した箇所の除草を期間中4回実施（4・7・8・10月）

※実施時期については協議すること。

※なお 4月の実施日時は、しんきろうマラソン（第4日曜）前とすること。

7月の実施日時は、市民体育大会（第1日曜）前とすること。

8月の実施日時は、大学女子野球前（20日前後）とすること。

10月の実施日時は、魚津産業フェア〇〇魚津前とすること。

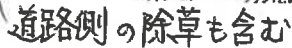
4. そ の 他

（1）除草した草は指定の場所（管理駐車場ゴミ置場前）に推積すること。

（2）作業の実施にあたっては、来館者に迷惑のかからないよう配慮すること。

（3）実施時期は、イベント・天候等により大幅に変更する場合もある。

以上



ありそドームアリーナ養生用シート洗浄業務仕様書

この仕様書は、ありそドームアリーナ養生用シート洗浄に係る業務内容を記したものである。

業務受託者は以下の項目に注意し、本業務を遂行することとする。

1. 委託するシート（110 cm×20m）の数量は、**40本**とする。
2. 本業務に係る日程、その他の確認事項を事前に調整すること。
3. 作業前に汚れを確認し、洗浄効果を確認すること。
4. 運搬、洗浄等の取扱い時には、シート本体に損傷を与え、またはシートの使用に支障をきたすことのないよう、注意を払うこと。
5. 運搬、洗浄業務によるシートの損傷が認められたときは、それを補修しまたは新品に取り替えて納品すること。
6. 洗浄後は水気を取り除き、乾燥させること。
7. 洗浄終了後は、巻芯に巻き取った状態で納品すること。

以上に記した項目以外に必要と認められる事項がある場合は、委託者と受託者の両者協議により、定めることとする。

魚津市室内温水プール機械設備保守点検業務 仕様書

1 業務内容

No.	項目	数量	単位
1	熱源機器、空冷チラー、CAONZ 保守（年 1 回、遠隔監視）	1	式
	HPC-1 系統チラー 型式 RUA-GP51F ×3 機		
	HP-1 系統加湿熱源機 型式 HWC-H700 ×2 機		
	保守点検		
2	空調機保守（隔月）	1	式
	空調機フィルター清掃（AH 点検含む。）		
3	ろ過機保守（年 2 回）	1	式
	SPK-180S5ANTC 2 台		
	薬液装置点検		
4	消防設備保守	1	式
	消火器具 機器点検（年 1 回）		
	自動火災報知設備 機器点検（年 1 回）		
	誘導灯設備 機器点検（年 1 回）		

5	中央監視装置・自動制御装置保守	1	式
	中央監視装置（SmartScreen2）		
	自動制御装置		

2 報告書の提出

各項目とも点検終了後、報告書を作成して提出する。また必要に応じて写真を添付すること。

ただし、空調機フィルター清掃は清掃前・清掃中・清掃後の写真を報告書とする。

魚津市室内温水プール水質検査業務仕様書

魚津市室内温水プールの水質検査について、次の内容を実施するものとする。

(1) 水質検査項目

①毎月1回

水素イオン濃度 (pH)

濁度

過マンガン酸カリウム消費量

大腸菌

一般細菌

②年1回

総トリハロメタン

レジオネラ属菌

(2) 検査方法

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める検査方法 若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によるものとする。

(3) 採水及び水質検査回数

①指示した場所において、大プール（3か所）、小プール（1か所）のプール水を採水し、水質検査を行う。

②水質検査の回数は上記による。

(4) 備考

①大プール（1つ）

長さ25m×幅2m×6レーン＋長さ25m×幅1.5m×1レーン（スロープ）。水深1.1m。

②小プール（1つ）

1辺の長さ13.5mの正方形。水深0.5m。

※大プール、小プールともに通年で稼働する。

魚津市室内温水プール館内清掃業務仕様書

1 業務内容

受注者は魚津市室内温水プールの館内清掃を行う。清掃は、入念かつ丁寧に行うとともに甲の業務や施設利用者に支障のないように実施するものとする。また発注者と受注者は連絡を密にし、業務を円滑に遂行できるよう努めるものとする。

2 就業日

原則として休館日と日曜日を除く全ての日

※休館日は毎週火曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12/29～1/3）及び発注者が指定する日とする。

3 就業時間 ※以下を基本とするが、必要に応じて甲乙協議のうえで調整できるものとする。

月	火	水	木
8：30～12：00 (3.5h)	休館日	8：30～12：00 (3.5h)	8：30～12：00 (3.5h)
金	土	日	祝日
8：30～12：00 (3.5h)	8：30～12：00 (3.5h)	清掃しない	8：30～12：00 (3.5h)

4 小学校及び中学校の水泳授業

5月から11月までの平日においては、9：00から11：30までの時間帯で小学校及び中学校における水泳授業を実施する。したがって、清掃場所は児童・生徒の動きに合わせて臨機応変に対応するものとする。

（例）児童・生徒が更衣中のときにロビーやコミュニティルームを清掃。

（例）児童・生徒がプールで授業中のときに、更衣室やウェット便所を清掃。

5 清掃範囲

別紙図面に示す範囲とする。（ギャラリー、ロビー、コミュニティルーム、風除室、ベビーカー置き場、授乳室を除く）

6 清掃用具等の負担

清掃に要する機器及び消耗品は受注者が用意する。ただし、以下のものについては発注者が受注者に無償で使用させるものとする。（具体的な場所等については、打ち合わせの上で決定するものとする。）

- （1）日常清掃にかかる器材（清掃用具等）の置場
- （2）電気掃除機等の使用のためのコンセント及び電力
- （3）水道
- （4）着替えのためのスペース（更衣室等）

8 業務報告

乙は毎月10日までに、業務報告書を提出するものとする。

9 協議

本仕様に定めのない事項や、疑義が生じたときは甲乙双方で協議するものとする。

業務仕様書

1 業務内容

旧魚津市総合体育館の樹木管理及び吉田グラウンド草刈業務

2 作業内容

樹木管理：総合体育館正面玄関側の松、さざんか等の樹木管理

剪定1回(10月) 雪吊り及び外し(12月、3月)

草 刈：総合体育館東側法面及び吉田グラウンドの除草(草は刈り倒し)

実施は甲より依頼の都度(3回)

3 作業計画の報告

乙は作業実施の1週間前までに、甲に作業実施予定を報告し、了解を得なければならない。

4 安全の確保

乙は作業実施の際、施設利用者の安全を脅かすことのないよう、十分に配慮して作業を実施すること。

5 協議

ここに定めなき事項について、疑義が生じたときは甲乙双方で協議するものとする。

業 務 仕 様 書

1. 業務内容 吉田グラウンド桜木薬剤散布業務
2. 対象区域
 (1) 位 置 魚津市本江 2998 番地 市営吉田グラウンド
3. 委託業務内容
 (1) 吉田グラウンド桜木薬剤散布 年 2 回
4. 作業機械器具、諸材料等
 (1) 作業に使用する機械器具、諸材料等は、各作業に適する良質のものを
 用いるものとする。
 (2) 作業に使用する機械器具、諸材料等一切は受託者が負担するものとする。
5. 現場の管理
 業務にあたっては、十分注意を払って行うものとする。
6. 作業の確認
 受託者は、業務の終了毎に係員の確認を受けるものとする。

以上

天神山野球場維持管理業務仕様書

1. 業 務 名 天神山野球場年間維持管理業務

2. 業務対象区域

(1) 位 置 魚津市小川寺 5995 番地 魚津市天神山野球場

(2) 管理面積

①クレー舗装地域 14,250 m²②黒土舗装地域 5,250 m²③芝生地域 2,000 m²

3. 業務内容

(1) 外野クレー舗装地域の表層不陸整正 5回

(2) 内野黒土舗装地域の表層不陸整正 5回

(3) 黒土混合土補充 6 m³ (8月時 実施)

※なお 3月の実施日時は、2市1郡中学大会(4月第1土曜)前とすること。

4月の実施日時は、市民体育大会(ゴールデンウィーク)前とすること。

5月の実施日時は、朝間野球(5月21日開始)前とすること。

7月の実施日時は、10日前後とすること。

8月の実施日時は、大学女子野球大会(お盆前)前とすること。

(4) 区画(一般 ~~学童~~) ポイント打ち(海側・山側 両面) 3月時 1回

※学童のポイントとは違う色で打ち込み

・バッターズ、キャッチャーズ・ボックス 12ヶ所

・ダートサークル(1塁側起点) 1ヶ所

・1.3塁コーチズボックス 8ヶ所

・ネクストバッターズボックス(中心点) 2ヶ所

・スリーフットライン 2ヶ所

・ファールライン(50m地点、75m地点) 4ヶ所

※および学童ポイント欠落箇所補修

(5) グラウンド内除草剤散布 別図1参照 年3回(4月・6月・8月)

4. 業務機械器具、諸材料等

(1) 業務に使用する機械器具、諸材料等は、各業務に適する良質のものをを用いるものとする。

(2) 業務に使用する機械器具、諸材料等一切は受託者が負担するものとする。

5. 業務計画の報告

受託者は、契約時に年間業務実施計画を甲(ありそドーム)に提出し、了解を得なければならない。

6. 業務の確認

受託者は、業務の開始前に電話での連絡(グラウンドをおさえます)、並びに終了毎に甲(ありそドーム)に確認を受けるものとする。

7. その他

業務の実施にあたっては、来場者に迷惑のかからないよう配慮すること。

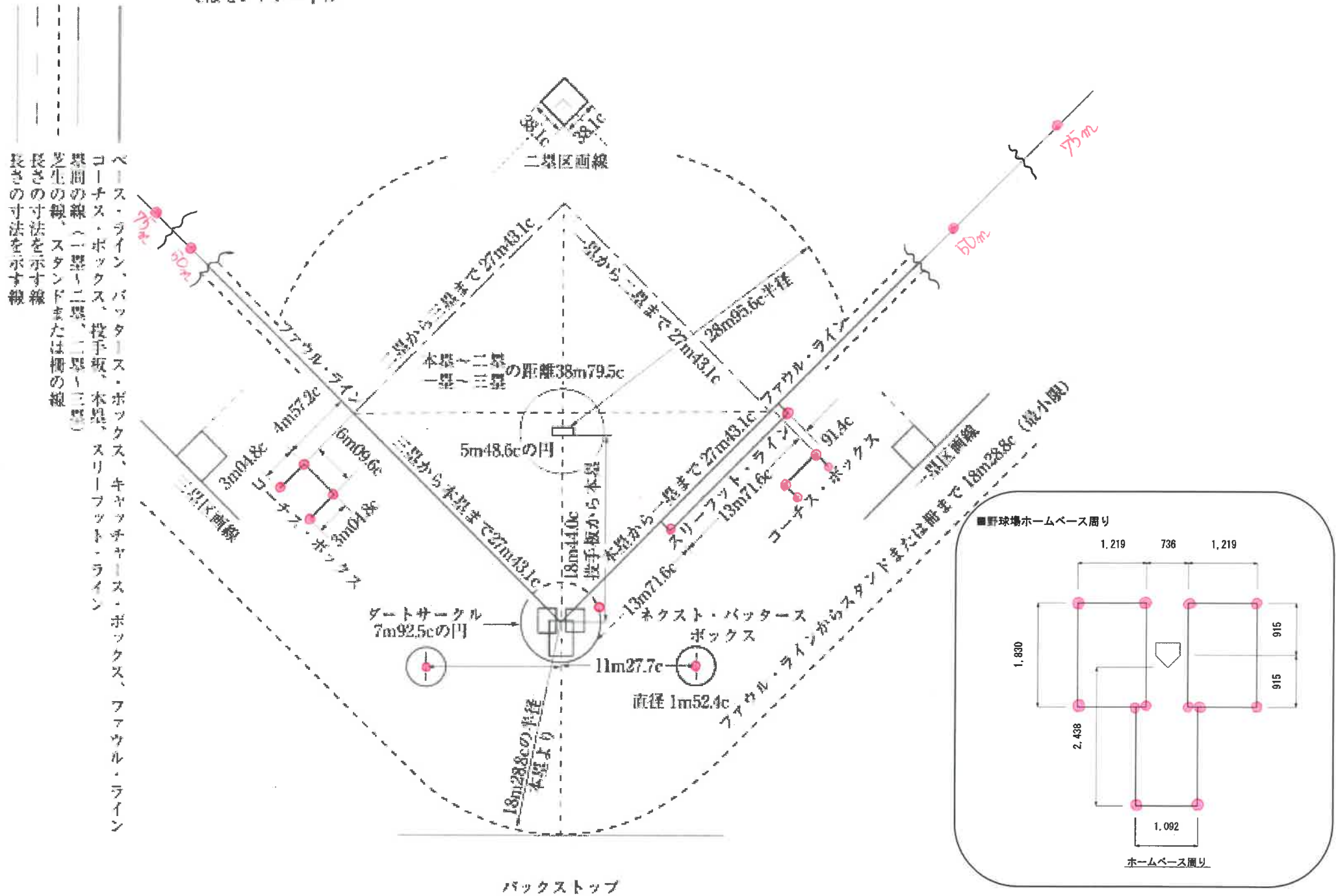
実施時期は、イベント・天候等により大幅に変更する場合もある。

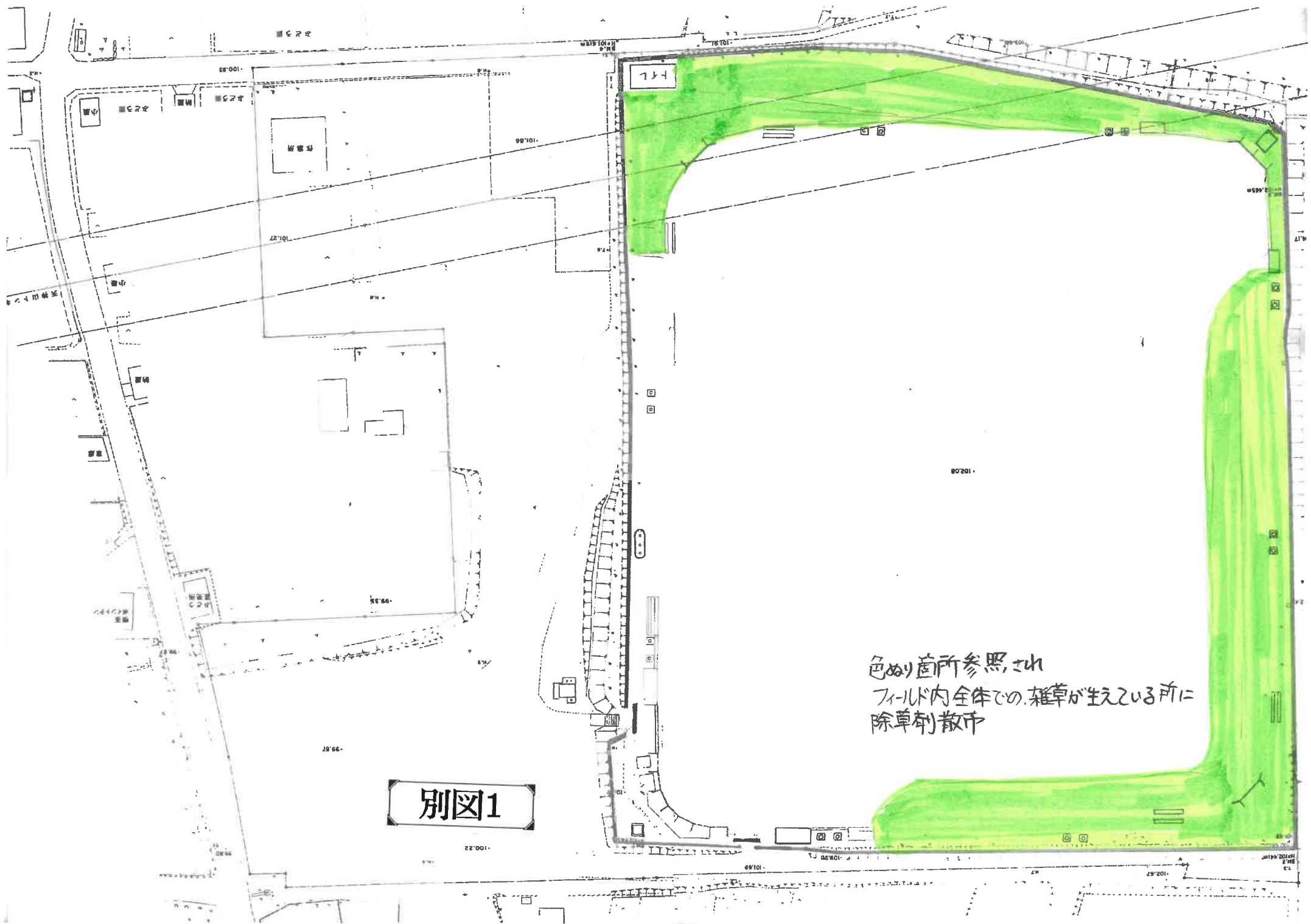
ここに定めなき事項について、疑義が生じたときは甲乙双方で協議するものとする。

野球競技場区画線

mはメートル
cmはセンチメートル

॥ ॥





色ぬり箇所参照、され
フィールド内全体での雑草が生えている所に
除草剤散布

別図1

仕様書

1. 事業場の名称 魚津市天神山野球場
2. 事業場の所在地 富山県魚津市小川寺 5 9 9 5
3. 委託内容 自家用電気工作物の保安管理業務
4. 委託対象電気工作物の概要
 - (1) 需要設備
設備容量 150 キロボルトアンペア 受電電圧 6,600 ボルト
 - (2) 非常用予備発電装置
なし
 - (3) 配電線路
なし
5. 委託業務の内容
 - (1) 定期点検（年次点検には月次点検が含まれる）
 - ①月次点検；2ヶ月に1回、通常の運転状態にある電気工作物について、日常巡視等において異常等がなかったかの問診を行い、目視点検のほか計測器測定により点検を行う。
 - ②年次点検；電気工作物を維持するために、原則として年1回停電し、目視点検及び計測器により点検し、設備ごとの個別機能を検査する。ただし、停電できない場合は、無停電で目視点検に併せて計測器により、設備の総合機能を点検する。なお、この場合では、3年に1回停電して点検を行う。
 - (2) 臨時点検
電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ点検及び測定・試験を行うものとする。
 - (3) 立入検査の立会
電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会を行うものとする。
 - (4) 設計の審査
工事の設計審査は、電気関係法令に対する適合、不適合について、その都度行うものとする。
 - (5) 工事中の点検
工事中の点検は毎週1回行い、電気関係法令に対する適合、不適合について、指導又は助言を行うものとする。
 - (6) 絶縁監視装置の設置
低圧回路について24時間絶縁状態を監視するため絶縁監視装置を設置するものとする。警報が発生した場合は、状況に応じて電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じて電気工作物の点検を行うものとする。

天神山野球場環境整備業務仕様書

1 業 務 名

天神山野球場環境整備業務

2 業務内容

天神山野球場敷地内の機械除草

別図1に示した箇所(緑色)の除草を年度内3回実施(4・6・8月)

※実施時期については協議すること。

※なお 4月の実施日時は、2市1郡開始前(4月第1土日前)とすること。

6月の実施日時は、(6月中旬)とすること。

8月の実施日時は、大学女子野球前(お盆前)とすること。

(※8月時に併せて(桃色)の除草を実施)

天神山野球場外周の側溝の砂・汚泥の除去

別図2に示した箇所(水色)の側溝土砂あげを年度内2回実施(4・8月)

※実施時期については協議すること。

※なお 4月の実施日時は、第1日曜前とすること。

8月の実施日時は、大学女子野球前(お盆前)とすること。

(※8月時に併せて(オレンジ)の土砂たまり枿(深さ1m50cm程度)の土砂あげを実施)

(※あげた土砂は、付近の桜の根元に堆積すること。)

3 業務計画の報告

乙は作業実施の2週間前までに、甲に作業実施予定を報告し、了解を得なければならない。

4 その他

除草した草は、回収し、撤去すること。

ただし、歴史民俗資料館法面は、除草後、上部へ堆積すること。

作業の実施にあたっては、来場者に迷惑のかからないよう配慮すること。

実施時期は、イベント・天候等により大幅に変更する場合もある。

ここに定めなき事項について、疑義が生じたときは甲乙双方で協議するものとする。

別図1





別図2



たまり樹 土砂あけ
拡大図 (8月実施分)

天神山野球場公衆トイレ等清掃業務仕様書

1 業務内容

天神山野球場清掃業務

2 実施期間

令和2年4月1日から令和2年11月30日

3 業務内容

天神山野球場トイレ清掃(期間中、週1回『週明けの月、火が望ましい』実施
及びトイレトーパー補充(管理棟内より)

天神山野球場灰皿 4 箇所の吸殻除去(期間中、週1回実施) 別図3
(海側階段付近A・1 塁側ベンチ裏B・トイレフェンス外側C・山側管理棟裏D)

4 業務計画の報告

乙は事前に年間作業実施計画を甲に提出し、了解を得なければならない。

5 業務用品の貸与等

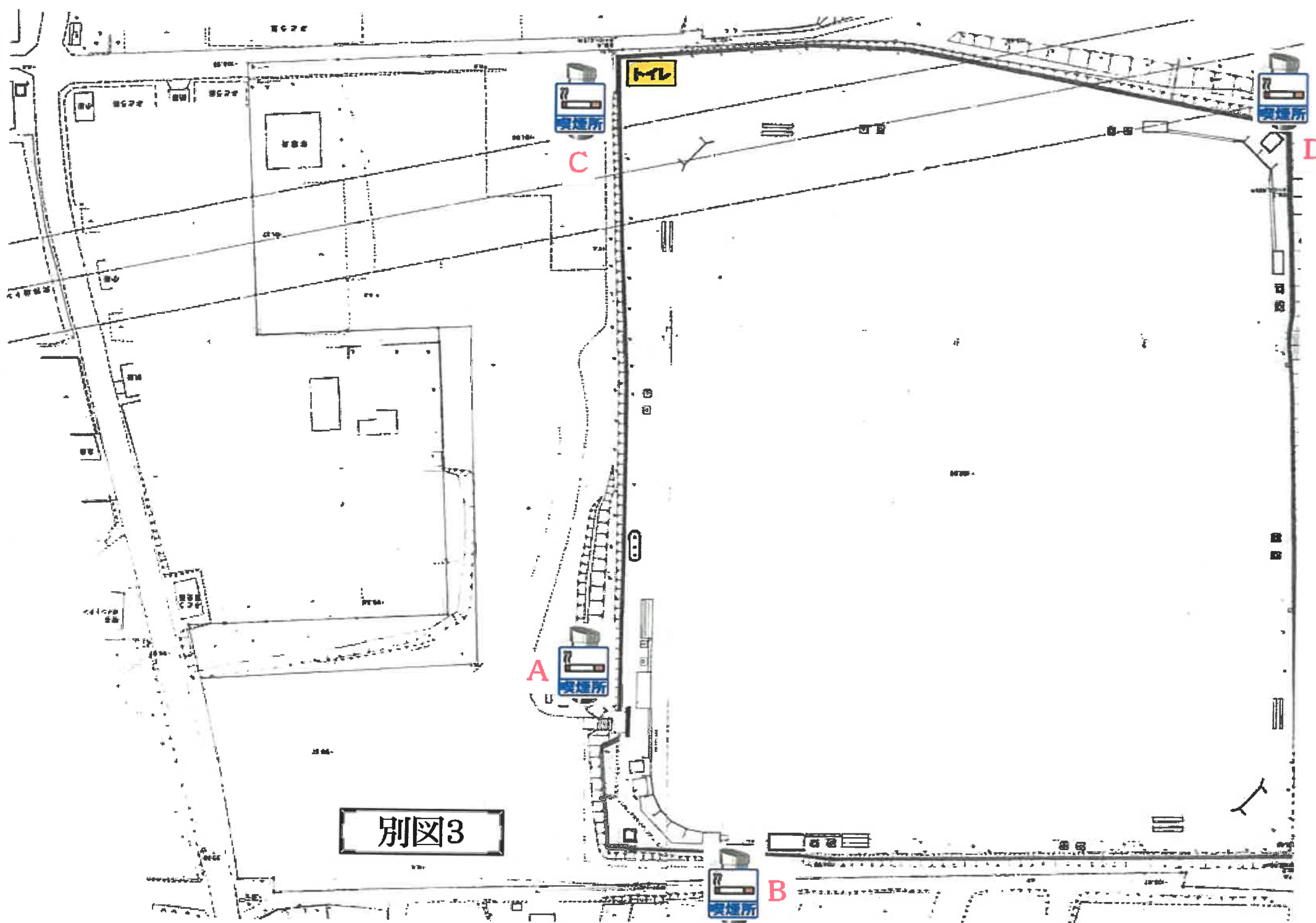
清掃に要する消耗品は甲が用意する。

また以下にあげるものについては乙に無料で使用させるものとする。

(1) 清掃に必要な水道

6 その他

ここに定めなき事項について、疑義が生じたときは甲乙双方で協議するものとする。



別図3

仕 様 書

1. 魚津桃山運動公園内整備業務の概要は、この仕様書に基づき実施するものとする。

2. 対 象 場 所

魚津桃山運動公園

3. 実 施 時 期

作業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

休日については、委託者の指示する日とする。

延人数 180人

4. 業 務 内 容

桃山運動公園内の清掃、除草等環境整備

5. 現場の安全管理

業務にあたっては、十分注意をはらって行うものとする。

6. 支 払 い

委託料の支払いは、請求のあった日から起算して30日以内とする。

7. そ の 他

業務に使用する被服等は、貸与とする。

8. ここで定めのないものについては、双方で協議するものとする。

魚津桃山運動公園

浄化槽合併処理施設維持管理要綱

(一般管理事項)

1. 機械、機器等の運転保守管理。
2. 曝気槽、沈殿槽における生物処理機能の管理。
3. 放流水の水質管理。
4. 施設の運転記録の管理。

(全体的管理事項)

1. 各処理工程の汚水性状や機械振動音、その他について前回と異なっている場合、甲に連絡してその処置を図ること。
2. 次に示す事項を調査し、その結果を点検後、甲に報告しなければならない。

- (1) 処理水の透視度、PH、水温、色相、臭気、残留塩素、送風圧
- (2) 固形塩素の補充量
- (3) ブローのオイル補給量及び交換量
- (4) 余剰汚泥等の搬出量
- (5) 機械類の故障等の原因と処置
- (6) その他

3. 分析等

- (1) 計量士による水質分析を年1回実施し、分析証明書を作成して提出すること。
- (2) 水質分析以外の業務は4月～12月は月4回、1月～3月は月2回定期的に実施し、点検記録票を作成して提出すること。

(各施設の管理事項)

1. 沈砂池（流入系統）

スクリーン、せき等の清掃を行いスクリーンかす等は、甲の指定する場所へ運搬処分すること。

2. 接触曝気槽

- （1）槽内の活性汚泥の状態を点検し、適切な運転を行うこと。
- （2）ブロワーの油の補給及び交換を適宜行うこと。又、ブロワーの切替えは、1ヶ月間間隔とすること。
- （3）槽内が発泡した場合は、消泡ポンプを運転すること。

3. 沈殿池

- （1）沈殿汚泥の排泥が正常であるかどうかを確認すること。
- （2）エアーリフトポンプのつまりを点検すること。
- （3）沈殿池水面上に浮上するスカムは速やかに除去し、放流水に混入させないこと。

4. 消毒槽

消毒槽は、薬剤が途絶することのないよう管理すること。

5. 汚泥濃縮貯留槽

余剰汚泥の堆積期間が長くないように、甲の指定した処分地に搬出すること。

6. 電気機械整備

- （1）配電盤計器、表示灯の異常の有無を確認のこと。
- （2）電動機、ブロワーの異音、過熱、異臭、給油等確認のこと。

魚津桃山運動公園

高置水槽及び受水槽等清掃業務仕様書

業務内容

清掃及び水質検査業務の対象となる設備は、次のとおりとする。

- (1) 清 掃 補給水槽（ 22 m^3 ）、受水槽（ 47 m^3 ）、高置水槽（ 30 m^3 ）
- (2) 水質検査 甲の指定する給水栓1箇所

業務の範囲

清掃業務 年1回

水質検査業務 年1回

作業機械器具、諸材料等

- (1) 作業に使用する機械器具、諸材料等は、各作業に適する良質のものをを用いるものとする。
- (2) 作業に使用する機械器具、諸材料等一切は受託者が負担するものとする。

現場の管理

業務にあたっては、十分注意を払って行うものとする。

作業の確認

受託者は、業務の終了毎に係員の確認を受けるものとする。

桃山運動公園自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

(1) 業務実施場所

魚津市出字桃山 36 番地 魚津桃山運動公園（以下「公園」という）

(2) 契約期間

令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日まで

(3) 主な電気工作物

柱上区分開閉器（地絡保護継電器付）

高圧ケーブル

【野球場受電室】

受電用真空遮断器

変圧器 3 相 200 kVA 1 台

3 相 100 kVA 2 台

単相 75 kVA 1 台

保護継電器 3 台

負荷開閉器（ヒューズ付） 5 台

【陸上競技場変電室】

高圧ケーブル

真空遮断器

変圧器 3 相 50 kVA 1 台

単相 100 kVA 1 台

保護継電器 3 台

負荷開閉器（ヒューズ付） 1 台

プライマリーカットアウト 3 台

【テニスコート変電室】

高圧ケーブル

真空遮断器

変圧器 3 相 150 kVA 1 台

単相 50 kVA 1 台

進相コンデンサー 75 kVar 1 台

保護継電器 3 台

負荷開閉器（ヒューズ付） 1 台

プライマリーカットアウト 3 台

(4) 保安業務

1、保安業務は、次項を除き次に掲げるものとし、その詳細及び具体的基準は、公園電気保安規定に定める細目・基準による点検業務を行う。

(1) 前条に掲げる電器工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき処置について公園に必要な指導又は助言を行うこと。

- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急処置の指導及び事故原因の調査に協力し、再発防止について、とるべき処置を指導又は助言し、必要に応じて、電気事業法第106条の規定に基づき電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成手続きの指導を行うこと。
- (3) 電気事業法107条第4項に規定する立ち入り検査の立会いを行うこと。
- (4) 前条に掲げる電気工作物の工事・維持及び運用に関する所轄官庁への提出書類及び図面について、その作成手続きの指導を行うこと。
- (5) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき処置について公園に指導又は助言を行うこと。
- (6) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更工事について、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき処置について公園に指導又は助言を行うこと。

2、前項の委託する保安管理常務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、公園は点検、測定及び試験の全部又は一部を、公園の責任及び負担において行うものとする。これに関し、公園の求めに応じ受託者は指導又は助言を行うものとする。また、公園は受託者にその結果の記録を掲示するものとし、受託者は必要な指導又は助言ができるものとする。

- (1) 取扱いが法令による電気技術者以外の特定の資格を要する漏電火災報知器、昇降路内の設備等
- (2) 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械等
- (3) 点検時現場に施設されていない移動用機器等
- (4) 構造上内部に点検ができない密閉型防爆構造の機器等
- (5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
- (6) 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- (7) 業務上の都合等公園の事由で、受託者が立ち入りできない場所に設置された機器等

3、仕様機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、公園が確認を行うものとする。

(5) 点検の頻度

定期的に行う点検内容は、公園の保安規定及び細目・基準書によるものとし、点検の頻度は、次の通りとする。ただし定期点検には通常点検が含まれるものとする。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 通常点検 | 毎月1回 |
| (2) 定期点検 | 毎年1回 |
| (3) 精密点検 | 必要の都度 |
| (4) 大会点検 | 必要の都度 |

- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急処置の指導及び事故原因の調査に協力し、再発防止について、とるべき処置を指導又は助言し、必要に応じて、電気事業法第106条の規定に基づき電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成手続きの指導を行うこと。
- (3) 電気事業法107条第4項に規定する立ち入り検査の立会いを行うこと。
- (4) 前条に掲げる電気工作物の工事・維持及び運用に関する所轄官庁への提出書類及び図面について、その作成手続きの指導を行うこと。
- (5) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき処置について公園に指導又は助言を行うこと。
- (6) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更工事について、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき処置について公園に指導又は助言を行うこと。

2、前項の委託する保安管理常務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、公園は点検、測定及び試験の全部又は一部を、公園の責任及び負担において行うものとする。これに関し、公園の求めに応じ受託者は指導又は助言を行うものとする。また、公園は受託者にその結果の記録を掲示するものとし、受託者は必要な指導又は助言ができるものとする。

- (1) 取扱いが法令による電気技術者以外の特定の資格を要する漏電火災報知器、昇降路内の設備等
- (2) 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械等
- (3) 点検時現場に施設されていない移動用機器等
- (4) 構造上内部に点検ができない密閉型防爆構造の機器等
- (5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
- (6) 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- (7) 業務上の都合等公園の事由で、受託者が立ち入りできない場所に設置された機器等

3、仕様機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、公園が確認を行うものとする。

(5) 点検の頻度

定期的に行う点検内容は、公園の保安規定及び細目・基準書によるものとし、点検の頻度は、次の通りとする。ただし定期点検には通常点検が含まれるものとする。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 通常点検 | 毎月1回 |
| (2) 定期点検 | 毎年1回 |
| (3) 精密点検 | 必要の都度 |
| (4) 大会点検 | 必要の都度 |

- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急処置の指導及び事故原因の調査に協力し、再発防止について、とるべき処置を指導又は助言し、必要に応じて、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成手続きの指導を行うこと。
- (3) 電気事業法107条第3項に規定する立ち入り検査の立会いを行うこと。
- (4) 前条に掲げる電気工作物の工事・維持及び運用に関する所轄官庁への提出書類及び図面について、その作成手続きの指導を行うこと。
- (5) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき処置について公園に指導又は助言を行うこと。
- (6) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更工事について、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき処置について公園に指導又は助言を行うこと。

2、前項の委託する保安管理常務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、公園は点検、測定及び試験の全部又は一部を、公園の責任及び負担において行うものとする。これに関し、公園の求めに応じ受託者は指導又は助言を行うものとする。また、公園は受託者にその結果の記録を掲示するものとし、受託者は必要な指導又は助言ができるものとする。

- (1) 取扱いが法令による電気技術者以外の特定の資格を要する漏電火災報知器、昇降路内の設備等
- (2) 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械等
- (3) 点検時現場に施設されていない移動用機器等
- (4) 構造上内部に点検ができない密閉型防爆構造の機器等
- (5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
- (6) 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- (7) 業務上の都合等公園の事由で、受託者が立ち入りできない場所に設置された機器等

3、仕様機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、公園が確認を行うものとする。

(5) 点検の頻度

定期的に行う点検内容は、公園の保安規定及び細目・基準書によるものとし、点検の頻度は、次の通りとする。ただし定期点検には通常点検が含まれるものとする。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 通常点検 | 毎月1回 |
| (2) 定期点検 | 毎年1回 |
| (3) 精密点検 | 必要の都度 |
| (4) 大会点検 | 必要の都度 |

魚津桃山運動公園消防用設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、魚津桃山運動公園に設置されている消防用設備について、消防法施行規則に定める点検業務を委託実施するため大要を示すもので、その他必要と認められる軽易な点検は、適宜実施しなければならない。

1. 点検内容
 - ・ 外観機能点検
 - ・ 総合点検
 - ・ 点検日は、5月と11月とする。
2. 点検実施要領
 - (1) 消防用設備の点検は、消防設備の点検基準及び消防用設備等の点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月16日付消防庁告示第14号）に記載されている消防設備等の点検基準に基づいて行うものとする。
 - (2) 点検中に発見した故障箇所は、速やかに修復するものとし、器具の取替え等経費を要するものについては、施設管理者に報告し、その指示を受けるものとする。
 - (3) 点検時に、防火管理責任者及び施設管理者に日常実施すべき点検方法並びに器具の取り扱い要領等を指示すること。
3. 記録及び報告
 - (1) 点検実施後、その結果及び処置状況を点検実施票に記入のうえ、状況報告をして管理者の認印を受けること。
 - (2) 点検終了後、点検実施報告書を消防法施行規則に定める様式により管理者へ報告すること。
 - (3) 点検後、それぞれの器具に点検終了のステッカーを貼ること。
 - (4) 施設管理者は、常に設備が正規の状態にあることを監視し、火災その他により作動した場合及び事故を発見した場合は、停滞なく受託者に通知し、受託者は、速やかに適宜に処置をとること。

仕 様 書

1. 魚津桃山運動公園内除草（草刈）業務の大要は、この仕様書に基づき実施するものとする。
2. 対 象 場 所
魚津桃山運動公園
3. 実 施 時 期
令和2年4月1日から令和2年10月31日までの間で4回実施する。
実施日については委託者の指示する日とする。
延人数 160人（40人工×4回＝160人工）
4. 業 務 内 容
別図に示した箇所の除草を年間4回実施する。
5. 現場の安全管理
業務にあたっては、十分注意をはらって行うものとする。
6. 支 払 い
委託料の支払いは、請求のあった日から起算して30日以内とする。
7. そ の 他
業務に使用する草刈機、道具、燃料等は受託者が用意する。
8. ここで定めのないものについては、双方で協議するものとする。

桃山運動公園 警備計画書

第1 目 的

甲の所有または管理する警備対象物件内の財産の保護に任じ、甲業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

第2 警備方法

AL S O Kガードシステム

第3 警備担当時間

警備対象物件が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

第4 警備仕様

1. 警報装置

- (1) 警備対象物件で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報する。
- (2) 本件警備に必要な適合機器の配置及び種類・数量は末尾添付のAL S O Kガードシステム警報装置等設置図面による。

2. ガードセンター

警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊に対する指示、連絡等にあたる。

3. 機動隊

ガードセンターとの連絡を保持し、警備対象物件の異常事態に対処する。

第5 警備開始時における取り扱い

1. 甲における取り扱い

甲の警備対象物件を最終的に退出する者は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプ等で各警報機器の正常な状態を確認し、警報装置をON（警戒）の状態にする。

2. 乙における取り扱い

ガードセンターは、甲の警備対象物件を最終的に退出する者の操作器の操作により自動的に表示されるON（警戒）の信号を確認し、警備を開始する。

第6 警備終了時における取り扱い

1. 甲における取り扱い

甲の警備対象物件に最初に入る者は、操作器の所定の操作を行い警報装置をOFF（警戒解除）の状態にする。

2. 乙における取り扱い

ガードセンターは、甲の警備対象物件に最初に入る者の操作器の操作により自動的に表示されるOFF（警戒解除）の信号を確認し、警備を終了する。

第7 警備実施時間中における甲の臨時入場

甲は、原則として入場してはならない。ただし、真にやむを得ない場合にのみ次の要領

により行う。

1. 臨時入場者は、操作器の所定操作を行い操作器のOFF（警戒解除）の状態にし、以後甲の責任において処理するものとする。
2. 臨時入場者のある時の警備は、甲の責任において実施する。

第8 異常事態発生時における乙の処理

1. 警報受信装置により甲の警備対象物件に異常事態が発生したことを感知したとき、乙は機動隊員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。
2. 警備対象物件に到着した機動隊員は、異常事態を確認後ガードセンターへその状況を報告し、必要に応じて関係先へ通報する。
3. あらかじめ定められた甲の責任者または緊急連絡者へ連絡する。

第9 事故報告

事故発生の際には、甲に対し速やかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。

第10 鍵等の預託

警備実施に必要な鍵（警備用カード含む）は、甲・乙相互に預託し、預託された鍵（警備用カード含む）は、それぞれが厳重に取り扱い保管する。

第11 警報装置の保守点検

甲に設置された警報装置の機能については、乙は適宜保守点検を行う。

第12 緊急連絡者の指定

1. 甲は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を乙に交付する。
2. 甲は、上記連絡者に変更あるときは、その都度、遅滞なく変更した名簿を乙に交付する。

第13 その他

警備実施上、この警備計画書に定めのない事項について必要あるときは、甲・乙協議し、文書をもって本計画書に付加する。

（以 上）

スコアボードシステム定期点検仕様書

	点 検 対 象 装 置	数量	点 検 内 容 及 び 保 守 内 容	修理等の措置
○	得点部チーム名表示盤	1 台	< 外観・構造 > ・ 機器設置環境条件の確認。 (温度 0～40℃ 相対湿度 45～85%・ 結露無きこと) ・ 変形、損傷、腐食及び摩耗の有無を点検する。 ・ 取付状態の良否を点検する。 ・ 本体清掃をする。 ・ 異音、異臭及び変形の有無を臭覚、聴覚、目視及び手触により点検する。 ・ 接続端子部の緩みの有無を点検する。 ・ 表示等に関する点検をする。 < 制御機能点検 > ・ スイッチパネル機能・LED点灯状態データ通信を確認する。 ・ その他機能確認。 < 電气的特性試験 > ・ 入力電圧の測定をする。 ・ 直流電源装置の出力電圧を測定する	修理又は交換が必要と判断した場合は、報告し、処置を講じるものとする。 (修理に係る費用は別途お見積とします。)
○	得点表示盤	5 台		
○	合計得点表示盤	1 台		
○	H数E数表示盤	2 台		
○	選手名部チーム名表示盤	2 台		
○	選手名表示盤	20 台		
○	審判名表示盤	4 台		
○	ランプユニット	6 台		
○	球速表示盤	1 台		
○	表示用制御装置	1 台		
○	コネクターボックス	1 台		
○	得点操作盤	1 台		
○	選手名入力操作部	1 式		
○	アダプター	1 台		
○	公式記録操作盤	1 台		
○	無線式操作器	1 台		
○	サブスコアボード	1 台		
○	スピードガンシステム	1 式		

注) ○印が点検対象となります。

仕 様 書

第1 一般事項

- 1 魚津桃山運動公園芝地維持管理業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。
- 2 この仕様書は、作業の概要を示すものであるが、本書に定められていない事項についても、甲が指定する職員（以下「職員」という。）が芝地の維持管理上特に必要と認めた軽微な作業については、契約金額の範囲内において実施するものとする。

3 対象区域

(1) 位 置 富山県魚津市出字桃山36番地 魚津桃山運動公園

(2) 管理面積	ヴァイアターフ	8,600 m ²	(桃山野球場)
	〃	18,360 m ²	(桃山運動広場)
	〃	9,770 m ²	(桃山陸上競技場)
	コウライ芝	611 m ²	(桃山野球場)
	〃	807 m ²	(桃山運動広場)
	〃	1,300 m ²	(桃山陸上競技場)
	〃	863 m ²	(その他)
	野 芝	1,620 m ²	(桃山野球場)
	〃	2,630 m ²	(桃山陸上競技場)
	〃	5,150 m ²	(桃山テニスコート)
	〃	650 m ²	(その他)

(3) 管理区域 別添図参照

4 作業の種別及び年間回数等

作業の種別及び年間回数等については、別表のとおりとする。

5 作業の工程表及び実施計画書

- (1) 受託者は契約締結後すみやかに年間の作業工程表を提出するものとする。
- (2) 年間の作業工程を基礎に、作業の実施においては余裕をもって事前に連絡し、綿密な打合せを行うものとする。
- (3) 月に1回以上芝会議を行い今後の作業計画・芝の状況報告を行うものとする。

6 作業の確認及び完了

- (1) 受託者は、第4項の作業の種別ごとに一工程終了後に作業実施確認願（様式第1号）を提出し、職員の確認を受けるものとする。
- (2) 職員から実施記録写真の撮影を指示された時は、各作業ごとに撮影し、整理して提出するものとする。
- (3) 受託者は、作業の全工程を3期に分け、その都度の工程が完了した時は、書類を整理し、所定の手続きをとるものとする。

7 作業用機械器具、諸材料等

- (1) 作業に使用する機械器具、諸材料等は、各作業に適する良質のものをを用いるものとする。

- (2) 作業に使用する機械器具、諸材料等一切は受託者が負担するものとする。

8 現場の安全確認

- (1) 作業の実施にあたっては、来園者に危険がないよう十分注意して行うものとする。
- (2) 作業の実施にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して実施すること。万一損傷した場合は、遅滞なく職員に連絡し、受託者の負担で原形に復するものとする。

第2 基本的な作業方法

1 芝生への配慮

作業にあたっては、芝生の特性、活力及び気象、環境条件などを勘案し、生きるものとしての芝生に対する細心の注意と愛情を持って作業を行い、最大の効果が期待できるよう努めるものとする。

2 更新作業

- (1) 作業深は均一に保ち、100mm程度とする。
- (2) 実施時期は最適時期を考慮し、職員と協議すること。
- (3) コアの清掃（収集）時は、芝生面に残さないように注意すること。
- (4) グラウンドレベルを年間1cm以上下げること。

3 施肥

- (1) 所定の施肥量を芝生面にムラないように均一に散布する。
- (2) 施肥は降雨直後又は朝露で芝が濡れているときは行わないこと。

4 防除

- (1) 病虫害・雑草対策を行うものとする。
- (2) 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し、実施すること。
- (3) 灌木、草木、来園者及び隣接地等にかからないよう十分注意して行うこと。
- (4) 散布時期については、職員とよく協議すること。

5 目土かけ

- (1) 目土は植物の根、ガレキ、赤土等がなく2mm目程度のふるいにより、ふるい分けた目土用土を用いること。
- (2) 目土用土はムラなく均一に十分すり込むこと。また、機械による目土かけの困難な箇所においては、とんぼ等を用いてムラなくすり込むこと。
- (3) なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行うこと。なお、このとき出る土のかたまりや小石は、除去すること。
- (4) 目土は場内の通路まで車両で搬入し、芝生内は小車運搬とすること。
- (5) 大会等の使用後、芝の損傷が見られる場合は、適宜、実施する。
- (6) グラウンドレベルの抑制のため、最小限で実施すること。

6 刈込み

- (1) 刈込みは、隣接する施設等を損傷しないよう注意し、刈ムラ、刈残しのないよう均一に刈込むこと。
- (2) 刈込高は、職員と協議して決めること。
- (3) 刈込みの方向は常に変え、肥料散布直後の刈込みは行わないこと。

7 スーパー

- (1) スーパー作業はフィールド、外野、芝生スタンド等刈込み作業の度に速やかに集草し、ムラの無いよう均一に行うこと。
- (2) 集草したサッチは、受託者が責任をもって廃棄処分すること。

8 芝生損傷の場合の原状復帰

乙の責に帰すべき事由により芝の損傷が認められ、容易に現状復旧が困難になった場合は、損傷部分の植替えにより原形に復するものとする。

9 芝移植補植工

- (1) 芝の損傷のひどい箇所をソッドソードカッターで切取り、除去すること。
- (2) 除去した箇所底面を不陸整正すること。
- (3) 良芝を別箇所（運動広場内）よりソッドカッターにて剥ぎ取り、不陸整正後の部分に小運搬を行い、人力にて芝を張る。その後、フェアウェイローダーにて転圧を加え、目土を均等になるように、人力にて散布をし、仕上げる。それに伴い、良芝を剥ぎ取った箇所は、目土用土を使って不陸整正を行うこと。

10 野球場の芝と土の段差解消

目土等による内外野の境目及び一塁・三塁ラインサイド、外野フェンス境界の芝と土の段差を解消すること。

11 指導・助言

甲で実施する刈込み、手取除草、スーパー等管理全般について指導及び助言を行い、職員の技術向上に努めること。

別 表 第4項に定める作業の種別及び年間回数等

芝種類	種 別	年 間 回 数	摘 要
洋芝	刈 込 み	1 2 回以上	
	施 肥	2 回以上	
	防 除	9 回	病虫害・除草対策 ※年間回数は目安であり、各社の提案等 で変更可
	更 新	2 回以上	グラウンドレベルを1 c m以上上げる
	目 土	1 回	※年間回数は目安であり、各社の提案等 で変更可
	芝移植 補植工	1 回以上	適宜、ダメージ部分
野芝 コウライ芝	刈 込 み	6 回以上	
	施 肥	1 回以上	
	防 除	8 回	病虫害・除草対策 ※年間回数は目安であり、各社の提案等 で変更可
	芝移植 補植工	1 回以上	適宜、ダメージ部分

様式第 1 号

平成 年 月 日

魚津桃山運動公園所長 殿

主任技術者 印

作 業 実 施 確 認 願

下記の作業について終了したので確認願います。

記

作業の種別	
実施期間	
作業内容	
備考	

上記作業について作業内容のとおり終了したことを確認する。

平成 年 月 日

魚津桃山運動公園

担当者 印

仕 様 書

第1 一般事項

- 1 魚津桃山運動公園野球場等芝地維持管理業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。
- 2 この仕様書は、作業の概要を示すものであるが、本書に定められていない事項についても、甲が指定する職員（以下「職員」という。）が芝地の維持管理上特に必要と認めた軽微な作業については、契約金額の範囲内において実施するものとする。

3 対象区域

- (1) 位 置 富山県魚津市出字桃山36番地 魚津桃山運動公園
- (2) 管理面積

ヴァイアターフ	8,600 m ²	(桃山野球場)
コーライ芝	811 m ²	(桃山野球場)
〃	863 m ²	(その他)
野 芝	1,620 m ²	(桃山野球場)
〃	5,150 m ²	(桃山テニスコート)
〃	650 m ²	(その他)

- (3) 管理区域 別添図参照

4 作業の種別及び年間回数等

作業の種別及び年間回数等については、別表のとおりとする。

5 作業の工程表及び実施計画書

- (1) 受託者は契約締結後すみやかに年間の作業工程表を提出するものとする。
- (2) 年間の作業工程を基礎に、作業の実施においては余裕をもって事前に連絡し、綿密な打合せを行うものとする。
- (3) 月に1回以上芝会議を行い今後の作業計画・芝の状況報告を行うものとする。

6 作業の確認及び完了

- (1) 受託者は、第4項の作業の種別ごとに一工程終了後に作業実施確認願（様式第1号）を提出し、職員の確認を受けるものとする。
- (2) 職員から実施記録写真の撮影を指示された時は、各作業ごとに撮影し、整理して提出するものとする。
- (3) 受託者は、作業の全工程を3期に分け、その都度の工程が完了した時は、書類を整理し、所定の手続きをとるものとする。

7 作業用機械器具、諸材料等

- (1) 作業に使用する機械器具、諸材料等は、各作業に適する良質のものをを用いるものとする。
- (2) 作業に使用する機械器具、諸材料等一切は受託者が負担するものとする。

8 現場の安全確認

- (1) 作業の実施にあたっては、来園者に危険がないよう十分注意して行うものとする。
- (2) 作業の実施にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して実施すること。万一損傷した場合は、遅滞なく職員に連絡し、受託者の負担で原形に復するものとする。

第2 基本的な作業方法

1 芝生への配慮

作業にあたっては、芝生の特性、活力及び気象、環境条件などを勘案し、生きるものとしての芝生に対する細心の注意と愛情を持って作業を行い、最大の効果が期待できるよう努めるものとする。

2 更新作業

- (1) 作業深は均一に保ち、100mm程度とする。
間隔（ピッチ）は50mm～100mm未満とする。
- (2) 実施時期は最適時期を考慮し、職員と協議すること。
- (3) コアの清掃（収集）時は、芝生面に残さないように注意すること。
- (4) グラウンドレベルを前年度より下げること。

3 施肥

- (1) 所定の施肥量を芝生面にムラにならないように均一に散布する。
- (2) 施肥は降雨直後又は朝露で芝が濡れているときは行わないこと。

4 防除

- (1) 病虫害・雑草対策を行うものとする。
- (2) 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し、実施すること。
- (3) 灌木、草木、来園者及び隣接地等にかからないよう十分注意して行うこと。
- (4) 散布時期については、職員とよく協議すること。

5 目土かけ

- (1) 目土は植物の根、ガレキ、赤土等がなく2mm目程度のふるいにより、ふるい分けた目土用を用いること。
- (2) 目土はムラなく均一に十分すり込むこと。また、機械による目土かけの困難な箇所においては、とんぼ等を用いてムラなくすり込むこと。
- (3) 芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行うこと。
- (4) 目土は場内の通路まで車両で搬入し、芝生内は小車運搬とすること。
- (5) 大会等の使用後、芝の損傷が見られる場合は、適宜、実施する。
- (6) グラウンドレベルの抑制のため、最小限で実施すること

6 刈込み

- (1) 刈込みは、隣接する施設等を損傷しないよう注意し、刈ムラ、刈残しのないよう均一に刈込むこと。
- (2) 刈込高は、職員と協議して決めること。
- (3) 刈込みの方向は常に変え、肥料散布直後の刈込みは行わないこと。

7 スーパー

- (1) スーパー作業はフィールド、外野、芝生スタンド等刈込み作業の度に速やかに集草し、ムラの無いよう均一に行うこと。
- (2) 集草したサッチは、受託者が責任をもって廃棄処分すること。

8 芝生損傷の場合の原状復帰

乙の責に帰すべき事由により芝の損傷が認められ、容易に現状復旧が困難になった場合は、損傷部分の植替えにより原形に復するものとする。

9 芝移植補植工及び復旧

(1) 芝の損傷のひどい箇所を切り取り、良芝を別箇所（運動広場内）より剥ぎ取り、不陸整正後の部分に小運搬を行い人力にて芝を張る。目土を均等になるように、人力にて散布し仕上げる。それに伴い、良芝を剥ぎ取った箇所は不陸整正を行うこと。また、範囲が大きい場合は甲と協議すること。

(2) 施設利用により芝の損傷がひどい場合は、甲と協議を行い不陸が無いよう委託範囲内で復旧する。

10 野球場の芝と土の段差解消

目土等による内外野の境目及び外野フェンス境界の芝と土の段差を解消すること。

11 指導・助言

甲で実施する刈込み、手取除草、スーパー等管理全般について指導及び助言を行い、職員の技術向上に努めること。

別 表 第4項に定める作業の種別及び年間回数等

芝種類	種 別	年 間 回 数	摘 要
洋芝	刈 込 み	1 2 回以上	
	施 肥	2 回以上	施肥の種類（液肥・固形肥料など）
	防 除	9 回	病虫害・除草対策
	更 新	2 回以上	グラウンドレベルを前年度より下げる 深度 100mm程度、間隔（ピッチ）は 50 mm～100mm未満とする
	目 土	1 回	
	芝移植 補植工	1 回以上	適宜、ダメージ部分、約 2 0 0 m ²
野芝 コーライ芝	刈 込 み	6 回以上	
	施 肥	1 回以上	
	防 除	8 回	病虫害・除草対策
	芝移植 補植工	適宜	ダメージ部分

※年間回数は目安であり、各社の提案等で変更可

様式第 1 号

令和 年 月 日

魚津桃山運動公園所長 殿

主任技術者 印

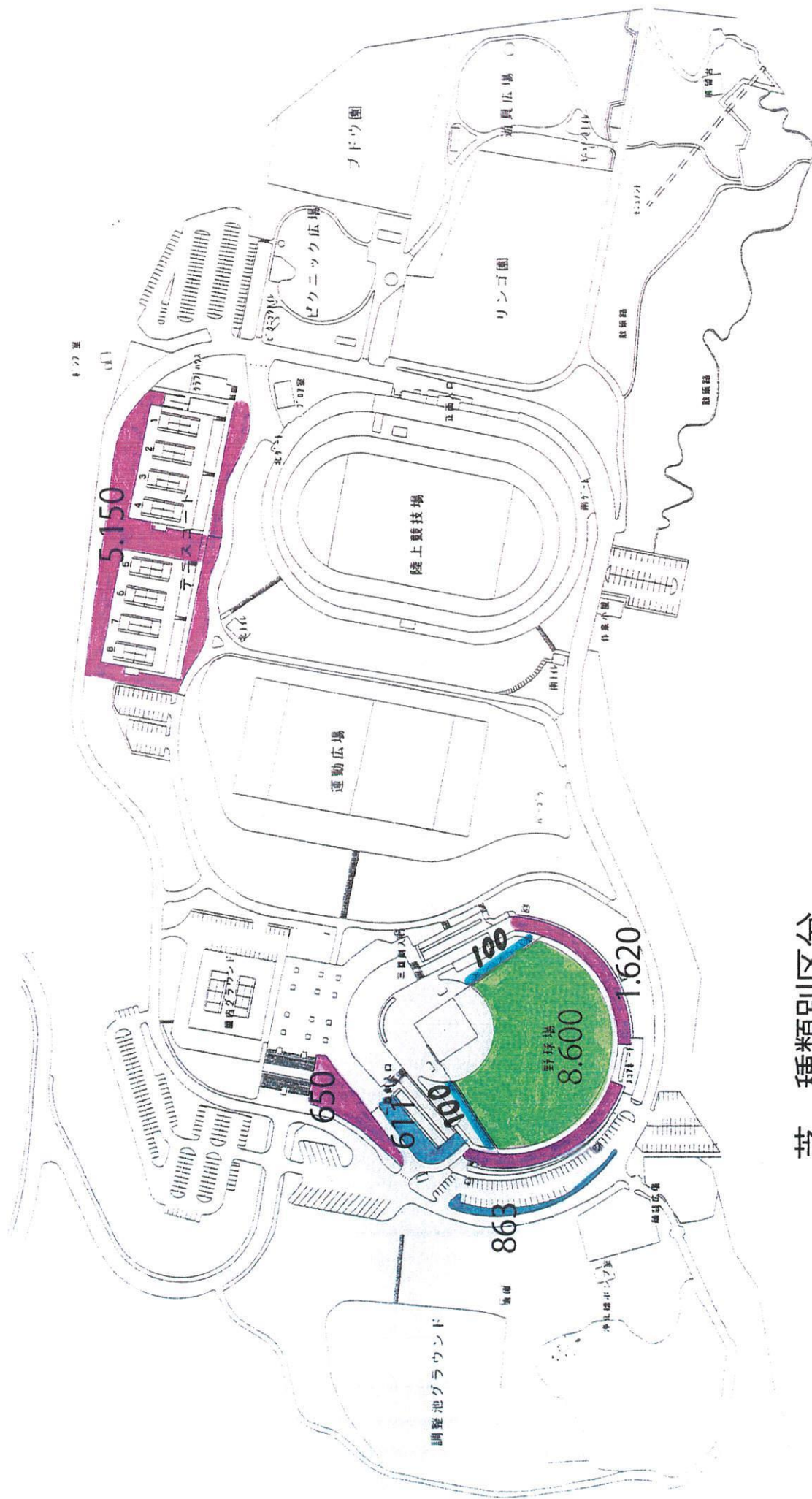
作 業 実 施 確 認 願
下記の作業について終了したので確認願います。
記

作業の種別	
実 施 期 間	
作 業 内 容	
備 考	

上記作業について作業内容のとおり終了したことを確認する。
令和 年 月 日

魚津桃山運動公園
担当者 印

桃山運動公園平面図



芝 種類別区分

- 洋芝
- 野芝
- コーライ芝

仕 様 書

第1 一般事項

- 1 魚津桃山運動公園陸上競技場芝地維持管理業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。
- 2 この仕様書は、作業の概要を示すものであるが、本書に定められていない事項についても、甲が指定する職員（以下「職員」という。）が芝地の維持管理上特に必要と認めた軽微な作業については、契約金額の範囲内において実施するものとする。
- 3 対象区域
 - (1) 位 置 富山県魚津市出字桃山 3 6 番地 魚津桃山運動公園
 - (2) 管理面積 コーライ芝 1 1, 0 7 0 m² (桃山陸上競技場)
野 芝 2, 6 3 0 m² (桃山陸上競技場)
 - (3) 管理区域 別添図参照
- 4 作業の種別及び年間回数等
作業の種別及び年間回数等については、別表のとおりとする。
- 5 作業の工程表及び実施計画書
 - (1) 受託者は契約締結後すみやかに年間の作業工程表を提出するものとする。
 - (2) 年間の作業工程を基礎に、作業の実施においては余裕をもって事前に連絡し、綿密な打合せを行うものとする。
 - (3) 月に 1 回以上芝会議を行い今後の作業計画・芝の状況報告を行うものとする。
- 6 作業の確認及び完了
 - (1) 受託者は、第 4 項の作業の種別ごとに一工程終了後に作業実施確認願（様式第 1 号）を提出し、職員の確認を受けるものとする。
 - (2) 職員から実施記録写真の撮影を指示された時は、各作業ごとに撮影し、整理して提出するものとする。
 - (3) 受託者は、作業の全工程を 3 期に分け、その都度の工程が完了した時は、書類を整理し、所定の手続きをとるものとする。
- 7 作業用機械器具、諸材料等
 - (1) 作業に使用する機械器具、諸材料等は、各作業に適する良質のものをを用いるものとする。
 - (2) 作業に使用する機械器具、諸材料等一切は受託者が負担するものとする。
- 8 現場の安全確認
 - (1) 作業の実施にあたっては、来園者に危険がないよう十分注意して行うものとする。
 - (2) 作業の実施にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して実施すること。万一損傷した場合は、遅滞なく職員に連絡し、受託者の負担で原形に復するものとする。

第2 基本的な作業方法

1 芝生への配慮

作業にあたっては、芝生の特性、活力及び気象、環境条件などを勘案し、生きるものとしての芝生に対する細心の注意と愛情を持って作業を行い、最大の効果が期待できるよう努めるものとする。

2 更新作業

- (1) 作業深は均一に保ち、100mm程度とする。
間隔（ピッチ）は50mm～100mm未満とする。
- (2) 実施時期は最適時期を考慮し、職員と協議すること。
- (3) コアの清掃（収集）時は、芝生面に残さないように注意すること。
- (4) グラウンドレベルを前年度より下げること。

3 施肥

- (1) 所定の施肥量を芝生面にムラがないように均一に散布する。
- (2) 施肥は降雨直後又は朝露で芝が濡れているときは行わないこと。

4 防除

- (1) 病虫害・雑草対策を行うものとする。
- (2) 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し、実施すること。
- (3) 灌木、草木、来園者及び隣接地等にかからないよう十分注意して行うこと。
- (4) 散布時期については、職員とよく協議すること。

5 目土かけ

- (1) 目土は植物の根、ガレキ、赤土等がなく2mm目程度のふるいにより、ふるい分けた目土用を用いること。
- (2) 目土はムラなく均一に十分すり込むこと。また、機械による目土かけの困難な箇所においては、とんぼ等を用いてムラなくすり込むこと。
- (3) 芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行うこと。
- (4) 目土は場内の通路まで車両で搬入し、芝生内は小車運搬とすること。
- (5) 大会等の使用後、芝の損傷が見られる場合は、適宜、実施する。
- (6) グラウンドレベルの抑制のため、最小限で実施すること。

6 刈込み

- (1) 刈込みは、隣接する施設等を損傷しないよう注意し、刈ムラ、刈残しのないよう均一に刈込むこと。
- (2) 刈込高は、職員と協議して決めること。
- (3) 刈込みの方向は常に変え、肥料散布直後の刈込みは行わないこと。

7 スーパー

- (1) スーパー作業はフィールド、芝生スタンド等刈込み作業の度に速やかに集草し、ムラの無いよう均一に行うこと。
- (2) 集草したサッチは、受託者が責任をもって廃棄処分すること。

8 芝生損傷の場合の原状復帰

乙の責に帰すべき事由により芝の損傷が認められ、容易に現状復旧が困難になった場合は、損傷部分の植替えにより原形に復するものとする。

9 芝移植補植工及び復旧

(1) 芝の損傷のひどい箇所を切取り、良芝を別箇所（運動広場内）より剥ぎ取り、不陸整正後の部分に小運搬を行い人力にて芝を張る。目土を均等になるように、人力にて散布し仕上げる。それに伴い、良芝を剥ぎ取った箇所は不陸整正を行うこと。また、範囲が大きい場合は甲と協議すること。

(2) 施設利用により芝の損傷がひどい場合は、甲と協議を行い不陸が無いよう委託範囲内で復旧する。

10 指導・助言

甲で実施する刈込み、手取除草、スローパー等管理全般について指導及び助言を行い、職員の技術向上に努めること。

別 表 第4項に定める作業の種別及び年間回数等

芝種類	種 別	年 間 回 数	摘 要
コーライ芝 ・競技場内 フィールド	刈 込 み	1 2 回以上	
	施 肥	2 回以上	施肥の種類（液肥・固形肥料など）
	防 除	9 回	病虫害・除草対策
	更 新	2 回以上	深度 100mm程度、間隔（ピッチ）は 50mm～100mm未満とする
	目 土	1 回	
	芝移植 補植工	1 回以上	適宜、ダメージ部分、約 2 0 0 m ²
野芝 コーライ芝	刈 込 み	6 回以上	
	施 肥	1 回以上	
	防 除	8 回	病虫害・除草対策
	芝移植 補植工	適宜	ダメージ部分

※年間回数は目安であり、各社の提案等で変更可

様式第 1 号

令和 年 月 日

魚津桃山運動公園所長 殿

主任技術者 印

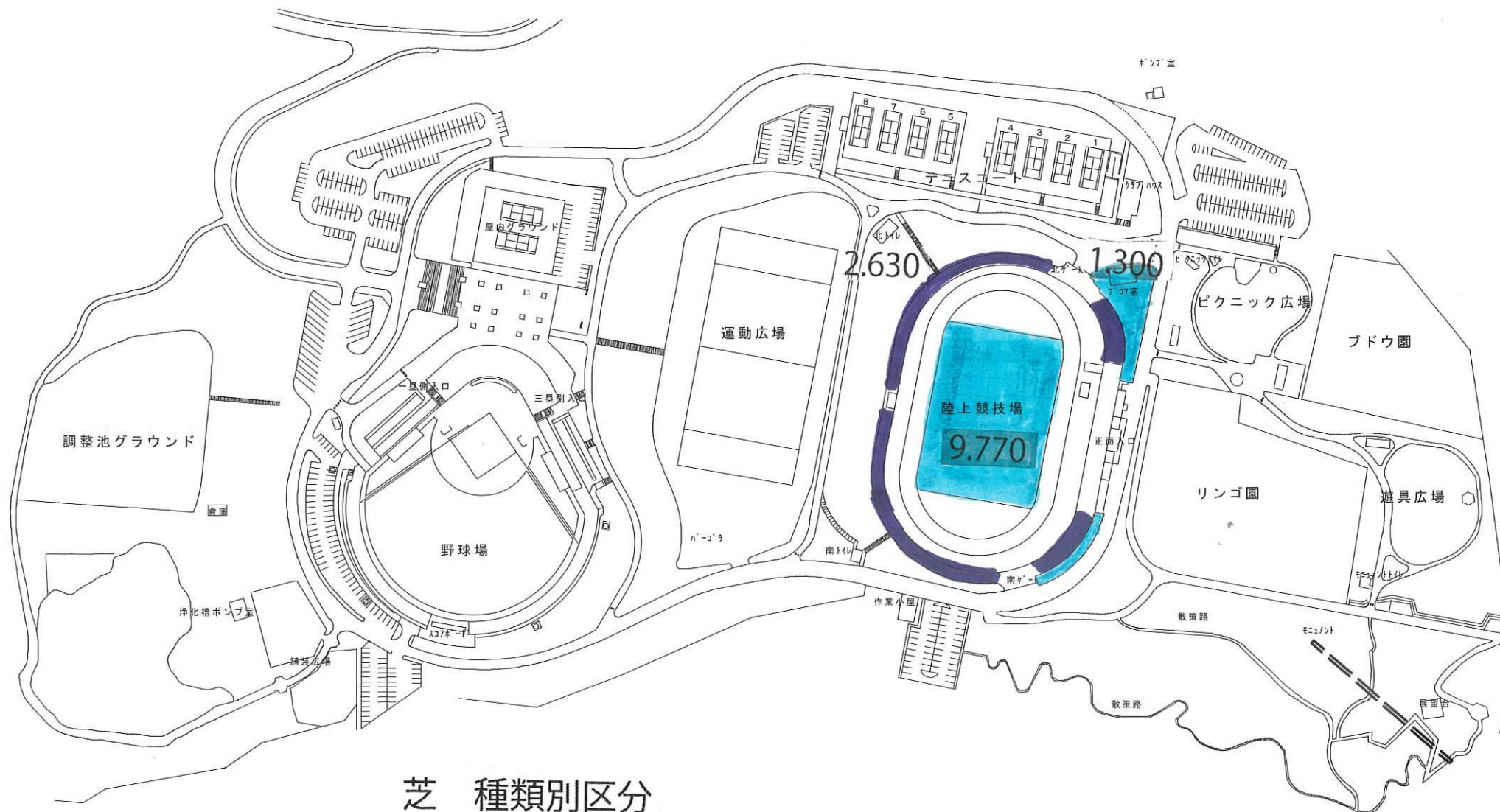
作 業 実 施 確 認 願
下記の作業について終了したので確認願います。
記

作業の種別	
実 施 期 間	
作 業 内 容	
備 考	

上記作業について作業内容のとおり終了したことを確認する。
令和 年 月 日

魚津桃山運動公園
担当者 印

桃山運動公園平面図



芝 種類別区分

野芝 ■ コーライ芝 ■

仕 様 書

第1 一般事項

- 1 魚津桃山運動公園陸上競技場芝地維持管理業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。
- 2 この仕様書は、作業の概要を示すものであるが、本書に定められていない事項についても、甲が指定する職員（以下「職員」という。）が芝地の維持管理上特に必要と認めた軽微な作業については、契約金額の範囲内において実施するものとする。
- 3 対象区域
 - (1) 位 置 富山県魚津市出字桃山 3 6 番地 魚津桃山運動公園
 - (2) 管理面積 コーライ芝 1 1, 0 7 0 m² (桃山陸上競技場)
野 芝 2, 6 3 0 m² (桃山陸上競技場)
 - (3) 管理区域 別添図参照
- 4 作業の種別及び年間回数等
作業の種別及び年間回数等については、別表のとおりとする。
- 5 作業の工程表及び実施計画書
 - (1) 受託者は契約締結後すみやかに年間の作業工程表を提出するものとする。
 - (2) 年間の作業工程を基礎に、作業の実施においては余裕をもって事前に連絡し、綿密な打合せを行うものとする。
 - (3) 月に 1 回以上芝会議を行い今後の作業計画・芝の状況報告を行うものとする。
- 6 作業の確認及び完了
 - (1) 受託者は、第 4 項の作業の種別ごとに一工程終了後に作業実施確認願（様式第 1 号）を提出し、職員の確認を受けるものとする。
 - (2) 職員から実施記録写真の撮影を指示された時は、各作業ごとに撮影し、整理して提出するものとする。
 - (3) 受託者は、作業の全工程を 3 期に分け、その都度の工程が完了した時は、書類を整理し、所定の手続きをとるものとする。
- 7 作業用機械器具、諸材料等
 - (1) 作業に使用する機械器具、諸材料等は、各作業に適する良質のものをを用いるものとする。
 - (2) 作業に使用する機械器具、諸材料等一切は受託者が負担するものとする。
- 8 現場の安全確認
 - (1) 作業の実施にあたっては、来園者に危険がないよう十分注意して行うものとする。
 - (2) 作業の実施にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して実施すること。万一損傷した場合は、遅滞なく職員に連絡し、受託者の負担で原形に復するものとする。

第2 基本的な作業方法

1 芝生への配慮

作業にあたっては、芝生の特性、活力及び気象、環境条件などを勘案し、生きるものとしての芝生に対する細心の注意と愛情を持って作業を行い、最大の効果が期待できるよう努めるものとする。

2 更新作業

- (1) 作業深は均一に保ち、100mm程度とする。
間隔（ピッチ）は50mm～100mm未満とする。
- (2) 実施時期は最適時期を考慮し、職員と協議すること。
- (3) コアの清掃（収集）時は、芝生面に残さないように注意すること。
- (4) グラウンドレベルを前年度より下げること。

3 施肥

- (1) 所定の施肥量を芝生面にムラにならないように均一に散布する。
- (2) 施肥は降雨直後又は朝露で芝が濡れているときは行わないこと。

4 防除

- (1) 病虫害・雑草対策を行うものとする。
- (2) 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し、実施すること。
- (3) 灌木、草木、来園者及び隣接地等にかからないよう十分注意して行うこと。
- (4) 散布時期については、職員とよく協議すること。

5 目土かけ

- (1) 目土は植物の根、ガレキ、赤土等がなく2mm目程度のふるいにより、ふるい分けた目土用を用いること。
- (2) 目土はムラなく均一に十分すり込むこと。また、機械による目土かけの困難な箇所においては、とんぼ等を用いてムラなくすり込むこと。
- (3) 芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行うこと。
- (4) 目土は場内の通路まで車両で搬入し、芝生内は小車運搬とすること。
- (5) 大会等の使用後、芝の損傷が見られる場合は、適宜、実施する。
- (6) グラウンドレベルの抑制のため、最小限で実施すること。

6 刈込み

- (1) 刈込みは、隣接する施設等を損傷しないよう注意し、刈ムラ、刈残しのないよう均一に刈込むこと。
- (2) 刈込高は、職員と協議して決めること。
- (3) 刈込みの方向は常に変え、肥料散布直後の刈込みは行わないこと。

7 スーパー

- (1) スーパー作業はフィールド、芝生スタンド等刈込み作業の度に速やかに集草し、ムラの無いよう均一に行うこと。
- (2) 集草したサッチは、受託者が責任をもって廃棄処分すること。

8 芝生損傷の場合の原状復帰

乙の責に帰すべき事由により芝の損傷が認められ、容易に現状復旧が困難になった場合は、損傷部分の植替えにより原形に復するものとする。

9 芝移植補植工及び復旧

(1) 芝の損傷のひどい箇所を切取り、良芝を別箇所（運動広場内）より剥ぎ取り、不陸整正後の部分に小運搬を行い人力にて芝を張る。目土を均等になるように、人力にて散布し仕上げる。それに伴い、良芝を剥ぎ取った箇所は不陸整正を行うこと。また、範囲が大きい場合は甲と協議すること。

(2) 施設利用により芝の損傷がひどい場合は、甲と協議を行い不陸が無いよう委託範囲内で復旧する。

10 指導・助言

甲で実施する刈込み、手取除草、スケーパー等管理全般について指導及び助言を行い、職員の技術向上に努めること。

別 表 第4項に定める作業の種別及び年間回数等

芝種類	種 別	年 間 回 数	摘 要
コーライ芝 ・競技場内 フィールド	刈 込 み	1 2 回以上	
	施 肥	2 回以上	施肥の種類（液肥・固形肥料など）
	防 除	9 回	病虫害・除草対策
	更 新	2 回以上	深度 100mm程度、間隔（ピッチ）は 50mm～100mm未満とする
	目 土	1 回	
	芝移植 補植工	1 回以上	適宜、ダメージ部分、約 2 0 0 m ²
野芝 コーライ芝	刈 込 み	6 回以上	
	施 肥	1 回以上	
	防 除	8 回	病虫害・除草対策
	芝移植 補植工	適宜	ダメージ部分

※年間回数は目安であり、各社の提案等で変更可

様式第 1 号

令和 年 月 日

魚津桃山運動公園所長 殿

主任技術者 印

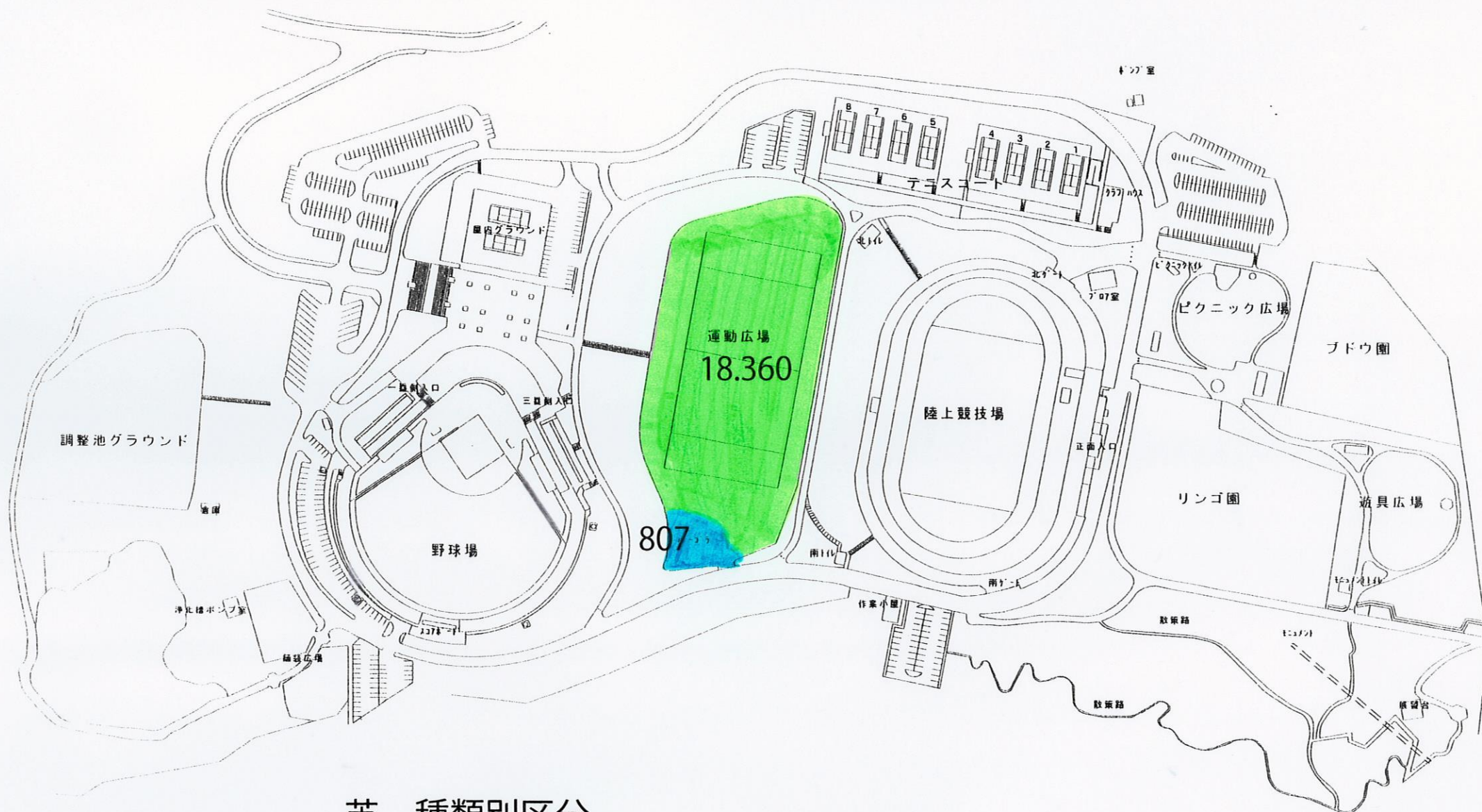
作 業 実 施 確 認 願
下記の作業について終了したので確認願います。
記

作業の種別	
実 施 期 間	
作 業 内 容	
備 考	

上記作業について作業内容のとおり終了したことを確認する。
令和 年 月 日

魚津桃山運動公園
担当者 印

桃山運動公園平面図



芝 種類別区分

洋芝



コーライ芝



魚津桃山運動公園陸上競技場ウレタン清掃業務仕様書

1. 魚津桃山運動公園ウレタン清掃業務は、この仕様書に基づき実施する。
2. この仕様書は、桃山陸上競技場（2種公認陸上競技場）内ウレタン部分の清掃作業の概要を示すものであるが、公益財団法人魚津市体育協会が指定する職員（以下「職員」という。）が、特に必要と認めた軽微な作業については、本書に定められていない事項についても、契約金額の範囲内において実施するものとする。
3. 清掃方法
水洗いに先立ち、砂等の異物を取り除くこと。
洗剤は所定の濃度で使用する事。
側溝蓋、縁石下部及びフィールド、トラックの境界側溝も清掃すること。
芝生面や砂場に洗浄液が浸水せぬよう注意すること。
（芝生面へ浸水させた場合は、直ちに大量の水で洗浄すること。）
4. スクラバー清掃
使用するスクラバーは、ウレタン舗装面を傷めぬため次の仕様を有する豊和工業株式会社製F 6 0型同等以上の機種とし、ウレタン舗装面を清掃するものとする。

（1）運転速度	約 3 k m / h 以下
（2）ローター数	3 基以上
（3）ローター荷重	1 4 0 k g f 以下
（4）ローター材質	ポリプロピレン又はこれより軟らかいもの
5. 安全
作業日程は管理事務所と打合せ、利用予定に支障とならない日とすること。
作業中は周囲の利用者への安全に十分注意すること。
6. 作業記録
清掃の前後でその違いが判る部位を撮影記録し、整理して提出すること。

仕 様 書

1. 魚津桃山運動公園陸上競技場電子機器保守点検業務の大意は、この仕様書に基づき実施するものとする。

2. 対 象 場 所
魚津桃山運動公園陸上競技場

3. 業 務 内 容
陸上競技場電子機器保守点検

形 式	品 名	点 検 項 目
MF700V	RGBフィニッシュコーダー	装置外観 計時機能(タイミングテスト) スタート信号入力 操作盤の動作 撮影コピー機能 電源部
MS301	フィニッシュタイマーⅢ	装置外観 計時機能(タイミングテスト) スタート信号入力 操作盤の動作 ビーム動作三脚 電源部
MS171	YO式スタート発信装置	装置外観 計時機能(タイミングテスト) スタート信号入力 メインピストル動作 ストロボ動作 電源部
MS277	全自動フラッシュピストル	装置外観 ピストル動作 ストロボ動作 スタート信号出力 電源部(電池)
MS201	デジタル風速計	現地にて動作確認
MS181	スターター拡声装置	装置外観 音声明瞭度 電源部
MF104B	ブレスト装置	装置外観 音声明瞭度 電源部
※その他特記事項があれば、記載すること。		

4. 支 払 い
委託料の支払いは、請求のあった日から起算して30日以内とする。

5. ここで定めのないものについては、双方で協議するものとする。

仕 様 書

1. 魚津桃山運動公園日常清掃等業務の概要は、この仕様書に基づき実施するものとする。

2. 対 象 場 所

魚津桃山運動公園

3. 実 施 時 期

令和 年4月1日から令和 年11月30日までとする。

作業時間は、平日は午前8時30分から午前12時30分まで、土日祝祭日は午前8時30分から午後5時15分までとする。

休日については、委託者の指示する日とする。

4. 業 務 内 容

公園内日常清掃

軽作業（手取り除草など）

5. 現場の安全管理

業務にあたっては、十分注意をはらって行うものとする。

6. 支 払 い

委託料の支払いは、請求のあった日から起算して30日以内とする。

7. ここで定めのないものについては、双方で協議するものとする。

魚津桃山運動公園陸上競技場及び屋内グラウンド夜間受付管理業務仕様書

1. 魚津桃山運動公園陸上競技場及び屋内グラウンド夜間受付管理業務の概要は、この仕様書に基づき実施するものとする。
2. 対 象 場 所
魚津桃山運動公園陸上競技場及び屋内グラウンド
3. 実 施 時 期
令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。
就業時間は、午後5時30分から午後9時30分までとする。
休日については、委託者の指示する日とする。
延人数 255人
4. 業 務 内 容
 - (1) 陸上競技場及び屋内グラウンドの利用受付
 - (2) 利用料の徴収
 - (3) 施設内の火元の確認及び戸締りの確認
 - (4) 施設内の清掃
5. 現場の安全管理
業務にあたっては、施設利用者とのトラブルのないよう十分注意をはらって行うこと。
6. 支 払 い
委託料の支払いは、請求のあった日から起算して30日以内とする。
7. ここで定めのないものについては、双方で協議するものとする。

魚津桃山運動公園大型遊具保守点検業務仕様書

魚津桃山運動公園大型遊具保守点検業務に関する事項は、この仕様書に基づき実施するものとする。

1. 委託業務は、遊具設備が常に安全に使用できるように保守点検を行い、その他必要と認められる軽易な作業については、原則として本仕様書に記載なき事項であっても契約金額の範囲内で実施するものとする。
2. 対象場所
魚津桃山運動公園芝生広場（ピクニック広場・遊具広場）
3. 保守点検
年1回（4月）
4. 業務内容
 - (1) 対象…桃山運動公園内大型遊具一式
 - ア、コンビネーション遊具（大）
 - イ、コンビネーション遊具（小）
 - ウ、アスレチック遊具
 - エ、ターザンロープ
 - オ、ネットクライミング
 - (2) 点検…保守点検（劣化のみ）

（一社）日本公園施設業協会（以下「J P F A」）で規定する。
「遊具の安全関する規準 J P F A－S P－S：2024」に適合した保守点検内容に準じたものとする。

J P F A 認定の公園施設製品整備技士（以下「整備技士」）による目視・触診・打診または、測定器具等を使用し、施設器具の作動、損耗状況、変形などの異常を点検する。点検終了後、J P F A 認定の公園施設製品安全管理士（以下「安全管理士」）による判断のもと、点検報告書を作成し、速やかに報告書の提出を行うものとする。
 - (3) 結果…保守点検及び通常点検の結果、機能の不具合が発見された場合、直ちに専門技術者により、分解作業又は測定器など使用して精密点検を行う。精密点検、修繕費等については見積書を提出して協議の上、行うものとする。
5. 現場の安全管理
業務にあたっては、十分注意をはらって行うものとする。
6. 支払い
委託料の支払いは、請求のあった日から起算して30日以内とする。
7. ここで定めのないものについては、双方で協議するものとする。